

令和3年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年3月16日（第8日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	小池武敏	総合戦略課長	木須英喜
税務課長	久原浩文	住民課長	川崎直
保健福祉課長	坂本博樹	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	片渕徹	農業振興課長	木下信博
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	中村政文
農業委員会事務局長	久原雅紀	主任指導主事	宮崎泰仁

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
課長補佐	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

2番	岸川信義	3番	友田香将雄
----	------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 吉岡正博議員

1. 若い人が住み続けたい地域づくりについて
2. 農業・家業が継続できる社会づくりについて
3. 子どもを通わせたい学校づくりについて

6. 重富邦夫議員

1. 主要河川管理における本町の関わりについて
2. 教育と子育て環境の充実について

7. 西山清則議員

1. 農業の振興について
2. 国語力の向上について

8. 岸川信義議員

1. 「しろいし応援団」限定プレミアム商品券について
2. 中学生の通学時における負担軽減について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、岸川信義議員、友田香将雄議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。吉岡正博議員。

○吉岡正博議員

改めて、おはようございます。

先日の町議会議員選挙で初当選をいたしました吉岡正博です。初めて一般質問をしますので、よろしくお願いいたします。

昨年の9月議会までは、私は課長として答弁する側でした。今回、質問する側となりまして、課長として初めて答弁をしたとき以上に緊張をしております。時間配分も質問者のほうの調整となりますので、この時間配分がうまくいくかでございますが、皆様よろしくお願いいたします。

さて、私は議員として目標を立てまして、子や孫が住みたい白石にしたいとしております。そして、3つの取り組みとして、子どもを通わせたい学校づくり、若い人が住み続けたい地域づくり、農業、家業が継続できる社会づくりを掲げております。議員として最初の一般質問は、この3つの取り組みにつきまして、概要を質問させていただきます。

まず、大項目の1番目、若い人が住み続けたい地域づくりについて、若い人が何を求めているのか、行事や組織の見直しも必要ではないかの視点から論じさせていただきます。

今年の1月27日付佐賀新聞のインタビュー記事、3選の田島白石町長に聞くは、田島町長はこれに対して、白石町について、人口減少率が県内でも高いと言われております。また、お金による補助だけでは定住にはつながらないと思う。今住んでいる人に住みやすい町と感じてもらふことで、次の世代に思いが伝わると答えておられます。町長インタビューにある次の世代に関しまして、小項目の1として、白石町と比較した場合、江北町の20歳代から30歳代の人口構成が4.4%高いとなっております。この理由は何であると分析されているのかを質問いたします。

お隣の江北町は、若い人たち、田島町長のインタビューにあります次の世代の人たちに住みやすい町と感じられているように私は見えます。人口統計では、白石町の人口構成は令和2年1月現在、20歳代、30歳代は3,989人で17.5%、対して江北町の20歳代、30歳代は21.8%と江北町のほうが約4.4%高くなっております。この差は気になるころなんです、町執行部としてはどのように分析されているかをお尋ねいたします。

○木須英喜総合戦略課長

本町と比較しまして、江北町の20歳代から30歳代の人口構成比が高いのはどうしてかという御質問でございますが、昨日の同様の質問がございました。まず考えられるのが、肥前山口駅やバイパス等に見られます交通の利便性、それからバイパス沿線の商業施設の充実、それから家賃等を含めた住宅環境の優位性が理由であると考えております。

転出者の状況を把握するために、令和元年9月から転出者への任意のアンケートを実施しております。把握している若い世代の転出先としましては、県外への転出もございますが、多くの方が白石町から近隣の市町へ転出をされているというのが現状でございます。転出の理由としましては、御結婚での転出、それから勤務地の関係での転出、これが主な理由となっております。転出をされる多くの方が町内での転居を

検討していただいたようですけれども、利便性や生活環境を考えた上でのことと認識をいたしております。

以上です。

○吉岡正博議員

では、小項目の2としまして、先ほど課長が答弁されましたことにあつたことの方針を参考にして、どのような政策が有効であると検討されたのかをお尋ねいたします。

○木須英喜総合戦略課長

今回、第2期の白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この中でも記載をしておりますとおり、企業誘致や起業等による雇用の確保、新規就農者の育成、関係人口創出のための地元愛の醸成、また空き家・空き地バンクを中心とした定住促進、移住支援、様々な子育て支援等の実施等が有効であると検討してきたところでございます。

新年度予算に新規事業として計上させていただきました結婚新生活支援事業、また将来的な移住・定住につながる町内高校との若年者地元定着促進事業等によりまして、定住促進、移住支援、関係人口の創出に少しでも寄与していきたいと考えております。

今回、議員がおっしゃられました田島町長の就任時の佐賀新聞のインタビューにもありますように、すぐに定住や移住に結びつかなくても、景色や豊かな自然を感じてもらい、住みたいと思える町にしたい、お金による補助だけでは定住につながらないと思う。今住んでいる人に住みやすい町と感じてもらうことで、次の世代にも思いが伝わると考えると発言をされております。この思いに職員も賛同いたしまして、今後のまちづくりの政策に生かしていきたいというふうに考えております。

○吉岡正博議員

具体的な政策まで先ほど御説明をいただきました。すぐに効果が出るものではないとは思いますが、引き続き取り組みをしていただき、効果があることを期待したいと思います。

次に、小項目の3としまして、人口が多かった時代の行事や組織を人口が減少しても継続すると、住民1人当たりの負担が大きくなります。これも人口流出の原因の一つと考えられますが、町として改善や地域への提案が必要ではないかということをお尋ねさせていただきます。

先ほどもありましたが、近隣市町の新興住宅地へ転出する理由として、近所付き合いや地域活動の負担は少なくしたいという理由も聞かれました。これは、非常に言いにくそうに言われます。須古地区の例ですけれども、平成7年と平成27年の年齢別人口を比較しますと、50歳以上の人口はこの20年間の間にあまり変化はありません。しかし、25歳から49歳までの人口は半分ほどに減っております。この統計から既に5年が経過しておりますので、現在でいいますと、30歳以上54歳以下の人口は20年ほど前の半分になっているというふうに予想いたします。それで、20年前の行事や組織をそのまま継続しておりますと、この54歳以下の1人当たりの負担は2倍

になっているということになります。この54歳以下の負担増、またそれを見て育った子どもたちの世代が、負担軽減を図る手段として白石町から転出しているのではないかと考えますが、町執行部としてはいかがお考えになりますでしょうか。

○木須英喜総合戦略課長

11月に実施をいたしました町内2校の高校生へのアンケートのほうの結果では、白石町出身の生徒は、自分の町は近所付き合いが多い、地域のコミュニケーションが活発である、地域行事に積極的に参加したい、将来は実家に住みたいと答えた割合がほかの市町の生徒よりも高く、他の市町よりも地元への愛着があるという結果が出ております。現在、少子・高齢化や人口減少等を踏まえ、住民が主体となって地域共通の課題を出し合って、その解決策や方策について話し合い活動をする地域づくり協議会、この設立を推進しております。須古、六角において取り組んでおられます。多くの地域住民が参加されるワークショップでは、地域において行事や組織がそのまま残っているため、役が何回も回ってくる、行事が多く負担になっているといった意見が数多く出されております。一方で、地域を盛り上げたい、地域のために貢献したいといった意見も多く出されております。集落や世代の違う方が集まり話し合うことで、住民それぞれがお互いの考えや立場を尊重しまして、人口減少を踏まえた、これからの時代に沿った地域づくりの議論がなされております。

今後、活動主体となります地域づくり協議会において、住民の負担軽減に向け、行事や組織の見直しに取り組まれるといったことであれば、町といたしましても協働のパートナーとして、行政の地域との関わり方の見直し等を含めまして、協力や支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

先ほどの高校生のアンケートにつきましては、うれしい限りでございます。ただ、その後の聞き取りのところを言いますと、地域に対するいろいろな問題もあるかと思っております。町としましても、町主催で町民の方々が携わる行事、町民の方々が役員となる組織がございます。行事は、バラエティーに富んでいること、組織も広く町民の参加があることは重要なんですけども、町民の方々の過重な負担にならないよう、行事や組織を担う世代が減少していることの改善が必要ではないかと思うところです。また、地域における行事や組織につきましても、本来はそれは自主的なものですが、まちづくりの指針として、町行政が負担軽減や提案を啓発していくことが必要と考えます。先ほど、ちょっとそこを触れられましたが、もう一度ここをお尋ねいたします。

○木須英喜総合戦略課長

先ほど申しました地域づくり検討委員会、こちらにおいて、現在おおむね小学校区の単位で行政区、自治公民館、消防団、PTA、老人会などの各団体が地域づくり協議会というネットワークで連携いたしまして、地域課題の解決や地域の強みを生かし

た活動に取り組み、参加と協働によるまちづくりを目指すといった提言をいただき、地域づくり協議会の設立を推進しているところです。

行事や組織の見直しにつきましては、地域の姿を大きく変えるということから、地域住民や各団体の代表者等が集まり話し合う場や組織が必要と考えております。この中で、行政からアドバイスの提案等はできるかとは思いますが、そのためにもまず町内全地域に地域づくり協議会設立に向けまして取り組んでいただけるように、今後とも啓発、推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

田島町長のインタビュー記事では、今住んでいる人に住みやすい町と感じてもらうことで、次の世代にも思いが伝わると考えるとあります。私も、若い人が住み続けたい地域づくりを取り組みの一つとしておりますので、田島町長の政策に期待、協力をいたしたいと思っております。

続いて、大項目の2番目、農業、家業が継続できる社会づくりについて、人口流出を止める産業政策が必要ではないかとの視点から論じたいと思っております。

白石町は、農業の町です。農業を専業、兼業にする方は多く、また農産物の加工や流通に携わる方も多く、農業の関連所得は白石町民の中で広く重要な割合を占めております。

そこで、小項目の1としまして、農業政策は小規模経営農家に対しても次の世代が事業を継続していける内容となっているのかを質問いたします。

小規模経営農家、多くの兼業農家は、農業がもうかれれば農業を続ける、農業がもうからない、もうけが少ないならば農業をやめる、こういう世帯が出てくるのは当然と考えます。そして、農業をやめるのであれば、農地の近くに住む必要はなくなり、農村部である白石町から人口流出の一つの原因になると考えます。兼業農家でも、農業所得の割合が大きかった時代は、農業をすることで先祖からの農地を守り、また経済的にも地方と都市の賃金格差を補うことができました。兼業農家の存在により、農村部の人口を維持したと考えます。兼業農家への政策は農業政策ではありませんけれども、農村政策であると私は考えます。

そこで、現在の農業政策は、小規模経営農家、兼業農家や高齢者の農家に対して、次の世代が事業を継続しようと思う、継続していける政策になっているのでしょうか。それとも、離農がしやすい政策になっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○木下信博農業振興課長

農業従事者の高齢化に伴います後継者不足、担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題を解決するために、国は農業の大規模化を推進し、農業の効率化を図っているところがございます。しかし、地域の農地の管理や農村の存続を考えたとき、兼業農家、持続的農家の地域での人との付き合いや、農地などの維持作業に参加するなど、農業生産以外の地域社会で果たしている多様な担い手の存在も必要と考えております。集落営農の法人化は、離農者の増加や農業後継者がいない方々の農地の受け手の一つと

して支援をしておりますけど、構成員となった小規模の農家が法人に農地の経営を委託し、農業に関わらなくなって、ますます離農が進んでいくのではないかという懸念もございます。小規模経営農家にも法人の農作業などに携わっていただいて、それなりの所得が上がるような検討をしていく必要があると考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

先ほど、課長が懸念という言葉が使われましたけど、まさしく私もそこを思うところでございまして、現在の農業政策は農地、農業を守るために、一方では何か離農がしやすいような環境にしていると感じるところがございまして。先ほど言いました農村政策としては、農業、農地との関わりで所得が得られると。そのために、白石町に住み続けるという政策が必要と感じるところです。

次に、小項目の2として、農業従事者の減少や高齢化により、農業分野の労働力不足の声も聞こえてきますが、これに対する政策はどうなっているのかを質問いたします。

サラリーマンのときに兼業農家として農業を継続し、退職後は専業農家として農業に携わる方も多くおられますが、地域の農業従事者の減少や高齢化、核家族化によりまして、労働力不足の声が聞こえてまいります。これに対する政策はどのようなようになっているのか、お尋ねいたします。

○木下信博農業振興課長

白石町の農業も高齢化が進んでおりまして、労働力は不足している状況だと認識をしているところでございます。労働力不足の解消には、JAグループ佐賀が県の支援を受けまして、令和2年7月にJA佐賀県域担い手サポートセンター内に佐賀県農業労働力相談窓口を設置されておりまして、県内農家や選果場からの労働力確保に関する相談にワンストップで対応をされておられます。相談は無料で個別のニーズに対応されていますので、利用していただきたいと考えております。また、離農した人や定年退職者を集落営農法人が雇用したり、集落営農法人と個別農家が農作業の受委託などで労働力の相互補完などを行いながら、白石町の地域農業を守っていくことが必要だと考えているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

続いて、小項目の3です。

家族経営を中心とした小規模な水産業、商工業に対しても、次の世代が事業を継続していけるような政策はどうなっているのかを質問いたします。

町内には、農業だけではなく、水産業や商工業を家業にされている方も多くおられます。その事業者数は、減少傾向にあります。これも農業と同じく、生活できる収入がなければ家業を継ぐということにはなりません。その結果、漁場や作業場、店舗などの事業をする場所の近くに住む必要がなくなると、人口流出の一つの原因となって

いると考えます。水産業や商工業の小規模事業者、個人事業者の事業継続の政策はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○笠原政浩農村整備課長

本町の主要水産物でありますのりの生産現場では、全自動乾燥機、合成支柱などの導入による設備投資の増大、それから生産枚数の増加に伴う単価の低迷、長時間の加工作業に伴う集落内での騒音問題など、多くの課題を抱えておりまして、それらの課題を解消するために、漁業者の協業グループや漁協により、平成7年度からは高い生産能力を備えた共同加工場が整備され、町としてもその整備費に補助を行うなど、のり養殖業の協業、共同化を推進してまいりました。現在、本町の生産者85名のうち、協業に所属している方が48名、共同乾燥をされている方が10名で、約7割の方が協業または共同乾燥を営まれております。

次世代がのり養殖業を継続していくためには、今後も漁協と一体となってこの協業体等の維持、及び円滑で効率的な運営を推進していくことが最も重要ではないかというふうに認識しております。また、近年では毎年のように佐賀県西南部地区で赤潮によるのりの色落ちが頻発しており、このような環境の中で安定的な収益を確保できるよう、佐賀県、漁協、関係漁業者等と一体となって対策を講じていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○吉村大樹商工観光課長

続きまして、町内商工業者の事業承継についてお答えしたいと思います。

全国的に中小企業経営者及び個人事業者の高齢化が進む中、後継者の確保が問題になっているということで認識をしております。事業承継の方法としましては、まず親族に承継する、次に親族外の従業員さん等に承継する、また他企業との合併や買収で承継するといった大きな3つの方法があるようでございますが、近年は特に親族内における後継者の確保が難しくなっているということで聞き及んでおります。

そういった中、白石町商工会では、平成30年度から令和2年度の3か年において、町内の事業所における後継者の有無や今後の承継問題など、事業承継に関する実態把握と各種支援策を普及するため、事業承継支援員による巡回、また窓口調査が行われておりまして、現在令和元年から2年までの調査結果が出ております。その調査結果につきましては、調査事業所数316件のうち、後継者ありと答えられたケースが102件、そして後継者なしというアンケート結果が158件、それと後継者が未定、まだ子どもが小さいとか、そういったことで未定と答えられたのが56件ということで、約50%が後継者なしということで答えられておりまして、本町でも後継者不足を再確認する数字というふうになっていると思っております。

このような中、国の対策としましては、平成30年度に県内中小企業や小規模事業者の事業承継に関する様々な課題に対して支援を行うため、商工団体、金融機関等や行政機関を構成員として、佐賀県事業承継ネットワークが設立されておりまして、関係機関が連携して後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業、小規模事業者

のほうに相談をいただいております。

次に、県では中小企業の円滑な事業承継を支援するために、佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業に取り組まれておりまして、事業承継に向けた商品開発、または設備投資等についても支援がなされているという状況でございます。本町としても、関係団体と連携を図りながら、町内商工業者の事業存続のため、現在の経営者から後継者へ事業のバトンタッチがスムーズに行えるよう協力していきたいと考えております。以上です。

○吉岡正博議員

今の答弁に、商工業で後継者なしの割合が50%と言われましたですね。大きい数字だと思います。白石町の人口を維持するためには、白石町に住み続ける利点が必要だと思います。完全にサラリーマン、会社勤めになってしまいますと、住むところは勤務先に近い、通勤がしやすいところに住むというのが利点になるわけですが、サラリーマンになっても会社勤めになっても、農業や家業を続けたいと、農業や家業が収入になるという産業政策により白石町に住み続けたいと考えてもらうことで、白石町の人口を維持することができ、そのことがさらに商業の継続になっていくと考えますので、人口流出防止の効果ある産業政策を望みたいと思います。

では、大項目の3番目、子どもを通わせたい学校づくりについて、町長のリーダーシップと魅力ある学校をつくる必要があるとの視点から論じたいと思います。

この質問につきましては、昨年11月まで学校教育課長だった私が質問してよいかの迷いがありました。しかし、私は議員となりまして、その中の目的、取り組みの大きな柱でございます。また、私は昨年11月に退職をいたしまして、そのときまでにあった住民説明会の意見を受けて、その後変更があったのかの確認と、一般質問を見聞きされる住民の皆様と現状を共有するために質問をさせていただきます。

まず、小項目1といたしまして、学校統合再編に関して責任は誰にあるかを確認させていただきます。

教育に関しましては、教育委員会が責任があると思われる方も多ございますけれども、教育基本法第6条に学校の設置者は「国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみ」が設置することができると規定がございます。白石町立学校の場合には、地方公共団体は白石町となり、設置は白石町長と考えてよろしいか、確認をいたします。

また、学校統合再編後の学校の設置につきましては、学校設置条例が議会に対して提案されると考えますが、その議案の提案者は、地方自治法第149条の規定によりまして白石町長であるということも確認をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○田島健一町長

吉岡議員の学校統合再編に関しての、その責任は誰にあるのかという問いでございます。

教育基本法第6条、また学校教育法第2条などに規定されておりますとおり、学校

の設置者は地方公共団体となっておりますので、白石町立学校の設置者につきましては白石町長であると認識をいたしております。また、地方自治法149条で、公の施設を設置し、管理し、及び廃止することにつきましては、地方公共団体の長が事務を担当すると規定されておりますとおり、学校設置条例の提案者につきましても白石町長であると認識しているところでございます。地方公共団体における行政責任につきましては、その多くは首長が負うものでございますが、教育に関する事務につきましては、制度上町長部局から独立した教育委員会が主に責任を負うこととなりますので、学校統合再編計画などの事業計画の策定につきましては教育委員会が単独で決定できる事項であると考えますが、実際に学校を設置する際には、制度上予算編成権を持つ首長とその議決権を持つ議会の合意がなければ進めることができず、3者の合意形成が必要となってまいります。

学校統合再編につきましては、本町の将来を担う子どもたちにとって、よりよい教育環境をつくっていく上での町の一大プロジェクトとして位置づけておまして、その一日も早い実現に多くの町民の方が期待を寄せておられると思います。しかしながら、令和2年3月に白石町学校統合再編審議会より答申をいただいて以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用情勢や出産環境の悪化により、全国的に少子化が今後さらに加速化する懸念が高まっていることや、公立小学校の35人学級実現の可能性が高まってきたことなど、この1年間で学校統合再編を取り巻く環境は大きく変化をしてくれております。こういう社会情勢の変化もしっかりと見極めながら、今後とも議会、町長部局、教育委員会の3者がそれぞれの責任を果たしていくとともに、首長であります私がリーダーシップを持って学校統合再編に取り組んでまいりたいと、このように思っているところでございます。

○吉岡正博議員

先ほどの町長の答弁にありましたように、学校統合再編の事務、計画作成は教育委員会が行うと思います。ただ、最終的な計画の決定、学校設置の提案の責任は町長にあるということを確認させていただきました。

平成26年の法律改正によりまして、町長は総合教育会議を招集するなど、教育に対してもリーダーシップを取りやすい環境になっております。そして、田島町長の3期目に向けた後援会討議資料に、小・中学校の再編を進めるとあります。田島町長が学校の設置者、学校設置条例の提案者として、先ほど御本人もおっしゃいましたが、学校統合再編をリードされることを期待させていただきます。

次の小項目2番目です。

学校統合再編において、魅力ある学校となるよう努める必要があると。どのように取り組んでいくのかを質問いたします。

私は、当然と思いますが、学校統合再編をする以上は、単に学校ごとの児童・生徒数を増やすだけではなく、子どもたちがいろんな勉強ができて楽しかた、いろんな経験ができて面白かたと言ってもらえるような魅力ある学校とする必要がある。全国から注目される、視察団が来るような学校にしていきたいと考えます。

現在の小・中学校、特に8つの小学校はそれぞれ140年以上の歴史を持ち、先祖が

歴史と伝統を築いてきた学校です。私の母校、須古小学校は、江戸時代初期の龍造寺家の学館に始まり、400年以上の歴史があります。各学校は、地域にとっても愛着、思い入れがあります。この学校を統合再編する以上は、先祖に対して面目が立つ学校にしなくてはならないと考えます。そのために、統合再編により新しくできる学校にはどのような魅力を持たせようと考えておられるのか、お伺いいたします。

○北村喜久次教育長

学校の統合再編につきまして、魅力ある学校をどういうふうに進めるかということで御質問をいただきました。

白石町立の小・中学校の再編は、少子化により小規模化した学校の課題、問題を解決するために、学校規模を適正なものとして、人との関わりに関する社会性の育成、教職員の配置の問題、部活動等の問題など、子どもたちのよりよい教育環境を整備することを目的に行うものです。また、学校再編による毎年の学校施設維持費の削減など、財政的な効果を生かして、これまで実現できなかった児童・生徒の将来のための先行投資的な教育、例えばICT機器を利用した外国の子どもたちとの外国語の交流の実施などです。さらには、効果的で柔軟な指導体制の充実として、小・中学校間の活発な人事交流、それから児童・生徒の小・中ごとではなくて9年間を見通した指導体制の充実、それから校数が減りますので、生徒移動等の機動性を生かした小学校間、あるいは小・中の連携の行事なども案として考えられます。また、小学校における専科教員の設置、国語、算数、理科、そういった教科においても専門の先生が関わるという体制ですね。これなどは現在でも不可能ではないんですが、規模が小さいために多数の兼務をかけないと実現できないという状況にあります。こういうのが容易にできるというようなことも案として考えられます。加えて、部活動の開設数の拡大による選択幅の拡大、それから特別支援の子どもたちが年々増えております。こういう子どもたちに対して、施設のバリアフリー化、あるいはエレベーターの設置など、障がいのある子どももいない子もしっかりと共に学ぶことのできるような施設の充実等も図る必要があります。このように、教育環境を整え、様々な活動を拡大、発展させてやるのが子どもたちにとって魅力ある学校になるのではないかと考えておるところです。以上です。

○吉岡正博議員

既に中学校の統合再編計画案ができております。計画の中で、仮称となっておりますが、新しい学校づくり準備委員会が設置され、新しい学校に円滑に移行するための様々な事項について協議しますとなっております。また、令和3年度予算も473万円が計上され、可決をされたところです。この準備委員会で、先ほど教育長が言われました教育の充実、発展案につきまして、アイデアが出されて話し合われることになるのでしょうか。それとも、この委員会は実務的な移行をするための準備委員会でしょうか、お伺いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

令和3年度、新しい学校づくり準備委員会を設置し、令和6年4月の新設中学校開校に向けて具体的な協議をスタートいたします。この委員会は、教職員、保護者及び地域住民の代表で構成し、現在の各小・中学校を通じて人選中でございます。協議項目は、学校名、校歌、校章、制服等の選定や、通学支援、PTA組織の協議、教育方針等の決定などであり、実務的な移行をするための協議の場となると考えております。

○吉岡正博議員

先ほど課長の答弁にありましたが、新しい学校づくり準備委員会が実務的な移行をするための協議の場ということでしたけども、そうであれば、先ほど教育長が答弁された内容、魅力ある学校、全国から注目される、視察団が来るような学校にするためには、いろいろな希望やアイデアを聞く場、協議をする場が必要だと考えます。ぜひそういう場、委員会をつくって、魅力ある学校を目指していただきたいと考えます。

最後の小項目3でございます。

学校統合再編後の教育費確保の保障のために、財政的なルールを示すことができないのかを質問いたします。

私は、学校統合再編の目的は教育費の削減ではなくて、教育費の集中が目的と学校教育課長のときに説明をしてまいりました。教育委員会の説明資料にありますように、年間1億円以上の施設整備費を老朽化した校舎に投資を現在はおしております。この予算を、先ほど教育長からお話のあったよりよい教育環境の整備、児童・生徒の将来のための投資、支援が必要な児童・生徒などのために使うことができればと思います。しかし、町の財政はだんだん厳しくなっておりまして、いざ学校統合再編、学校建築が終わりましたら、学校の施設整備費は少なくなり、教育費全体がその分減少したと、児童・生徒に直接投資する教育振興の予算は増加しなかったでは、学校統合再編の目的が達成されないと思います。地方自治法第149条の規定によりまして、教育費につきましても予算を調製する、執行する権限は町長にありますので、町長部局としてはいかがお考えでしょうか。

○小池武敏企画財政課長

財政的な見地から申し上げたいと思います。

学校統合再編により、現在よりも学校の数、これにつきましては少なくなるというふうなことから、経費の削減効果も期待をしております。ただ、町の行政としましては、これはあくまでも第二義的なものというふうな捉え方をしておりまして、学校統合再編の根本的な目的につきましては、子どもたちのよりよい環境づくりを行うことにあると認識をいたしております。また、町行政の中でも、教育につきましては最も重要な分野の一つでございまして、これまで同様予算の配分につきましては、再編後も、充実した教育のための十分な配慮が必要であるというふうな認識でおります。

以上です。

○吉岡正博議員

ただいまの課長答弁の中にありましたように、予算の配分には、再編後も充実した

教育のため十分な配慮をしていただけるということではございましたが、その答弁を保障するために、何らかの財政的なルール、例えば金額や予算の配分割合を設定することができないでしょうか、お尋ねいたします。

○小池武敏企画財政課長

教育費の予算の確保の保障として、財政的なルールの設定ができないかというふうな御質問でございます。

議員がおっしゃいますとおり、本町の財政基盤につきましては決して盤石なものではございません。また、行政のあらゆる分野、例えば災害対策、あるいは人口減少、定住化の対策、子育ての支援政策、産業振興策など、様々な課題を抱えております。そういったその上で、町の行財政運営につきましては国の政策動向に左右されやすいということから、中・長期的な将来の見通しがなかなか立てづらいという状況にもございます。このような中で、教育費に特化して将来にわたってその予算の確保を保障するという、それをルールとしてお示し、約束をするということは難しいというふうなことで考えております。

以上のことから、対応といたしましては、現在も教育費のほうには十分配慮をしておりますので、今後もこれを継続することで、よりよい教育環境の整備ができるように予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

財政担当としましては、教育だけが町行政ではございませんので、教育費を数字的に保障することは難しいと言わざるを得ないと思います。しかし、学校統合再編につきましては、先ほど北村教育長が答弁されたことが実現されないと、学校統合再編の意味がなくなると考えますので、今後は保障をしていただきたいと考えております。

私は、白石町の学校はすばらしい、行かせたいと言われるように、子どもたちを通わせたい学校づくりをすることが学校の第一目的に沿うと考えます。そして、魅力ある学校に子どもを通わせることを目的に町内に人がとどまると。人口の転出を抑える、さらには人口の転入、呼び込むことができると考えておりますので、町長の公約、後援会検討資料にありました最適な学校像の実現に期待をいたします。

以上で議員としての初めての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時22分 休憩

10時40分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

皆様お疲れさまです。重富邦夫でございます。

議長より許可をいただきましたので、早速質問に移りたいというふうに思います。

本日通告している内容といたしましては、大きく2点、主要河川管理における本町の関わりについて、主に福富川についてということです。2点目に、教育と子育て環境の充実についてということで質問をさせていただきます。

それでは、早速でございますけれども、二級河川福富川の河川管理について質問いたします。

白石町内を流れる河川は、国が管理する六角川と県が管理する塩田川をはじめとした河川などがございます。私たち住民は、これらを身近な川として親しみ、現在まで少なからず恩恵にあやかってきているというふうに考えます。特に、洪水時などの災害時には、川というものは大きな役割を果たしているというふうに思います。このように、住民の生命や財産を守ってくれる川の管理の状況というものは、まずどうなっているのか、お伺いをいたします。

○喜多忠則建設課長

それでは、基本的な管理の在り方について御説明をいたします。

河川の管理については、管理の基となる計画でございますが、まずは本町の重要河川であり国の直轄管理である一級河川六角川は、六角川水系河川整備基本方針に基づきまして、近年では一昨年の令和元年8月洪水における甚大な被害を受けたことなどによりまして、六角川のさらなる安全度向上を促進するため河川整備計画の内容が令和2年7月に変更されまして、今後おおむね30年で実施する整備や管理目標等の計画が示されております。また、県管理河川においても、六角川水系圏域河川整備計画が令和2年9月に策定されまして、六角川水系の河川の整備及び維持管理の方針等が定められております。

なお、県管理河川のうち、六角川水系河川以外では、二級河川の廻里江川や只江川なども同様な河川整備計画が定められております。これらの基本方針や整備計画に基づきまして、河川に関する新たな整備、または維持管理が進められているものと理解しておりますが、御指摘の河川の維持管理につきましては、地域の特性を踏まえつつ、洪水被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、また河川環境への適正な配慮を行うことを目的として、維持保全の対応、対策に努められていることということでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

河川基本方針から整備計画まで、六角川水系等々整備計画がなされていると。先ほどの答弁の中にもございましたけれども、県が管理する二級河川の整備計画というのがどのようになっているのか、その内容をお聞かせください。

○喜多忠則建設課長

まず、白石町内において県が管理する二級河川につきましては、先ほど申されましたとおり塩田川をはじめ只江川、廻里江川、また福富川、室島川、原田江川、深浦川がございます。また、一級河川六角川水系には、白石地域の須古川と白石川、福富地域の緑郷川と直江川の4つの河川があります。以上、県二河川は町内には11の河川がございます。このうち、現在河川整備計画が策定されているのは、六角川水系の河川と併せて只江川、廻里江川でございます。残りの河川につきましては、町や地域住民等の意見を反映しながら順次計画を定めていく必要があると聞いております。このように整備計画を定めながら、河川の改修工事のほか、適正な維持管理に努められているものと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

それでは、先ほどの中身としては、只江川、廻里江川、ここには整備計画があるものの、そのほかのものは随時状況によって、また住民の皆さんと協議をしながら策定をしていくというふうな流れになっているというところでございまして、県が管理する二級河川のうち、福富川、ここに対しても河川整備計画というものが無いということでございます。現在、福富川の兩岸の堤体や河川の管理道路付近に沈下や陥没が数多く見られ、付近を通る車だとか農耕者、またその地域に住まわれている近隣の方々が歩かれたりしたりして、陥没した穴に入って身動きが取れない等々の事態が現実的に起こっております。その状況というものを、この事態を把握をしているのかどうなのか、そのあたりのところをお願いいたします。

○喜多忠則建設課長

御質問の福富川につきましては、以前より地域の区長さんや付近の住民の方々から、土手沿いの沈下、また陥没、またひび割れなどの相談や苦情が寄せられておりました。町に通報があった場合はその都度現地を確認いたしまして、河川管理者である杵藤土木事務所に報告しながら、その後補修や手直し工事が行われております。安全上、緊急を要する場合は、まず町で応急的な補修などを行いまして、その後県に報告し、適切な対応をお願いしているところでございます。

なお、最近は河川管理施設の老朽化などによりまして、このような事案が多く発生しており、杵藤土木事務所から直接現地確認や調査等が実施されまして、今後の維持管理に向けた対策などの検討がなされておるということで聞いております。

以上です。

○重富邦夫議員

答弁にありましたとおり、緊急的な場合には県よりも先に町の建設課の皆さんが応急的な対応を取られているというようなことをお聞きしましたが、そのようなことで建設課の職員の皆さんが何度も現場のほうに出向かれて、そういう、ほぼほぼ緊急的なことございまして、陥没だとか、そういった危険な箇所の対応に追われていると

いう現状を、現場も見てもおりますし、周辺町民の皆さんからもそういった対応をしていただいたというふうな声も実際に聞いております。

そのように御苦勞をされているという中で、白石町内には有明水路であったり地盤沈下対策水路をはじめ、幾つもの農業用排水路というものがございます。地図を見れば、まさに町内の至るところに水路が張り巡らされております。このような水路の管理については、町はもちろんのこと、土地改良区、農地・水組織などで適切に行われているというふうに承知をしておりますが、県が管理する河川の整備状況や維持管理については、実際のところ私たちにはうまく伝わってこないというのが現状でございます。先ほども述べたように、福富川については護岸の陥没ということのほか、川岸の板柵というものが傾いてみたり、コンクリートの板が外れたり、実際に頭巻きのコンクリート部分のひび割れだとか、そういう現状、のり面が崩れるなど、また管理道路が砂利道で、わだちや凹凸が多く見られ、危険な箇所も多くございます。延長も長く、そういう影響が出てきているというところですね。さらには、春から秋にかけて河川周辺には雑草が生い茂るなど、環境の面でも悪い影響を与えているという現状。河川法第1条では、「河川について、洪水、津波、高潮などによる災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする」というふうに示されております。このような法律の趣旨にのっとり、河川の適正な管理を望みたいというふうに思います。河川管理者である県に対し、整備等の要望を強くお願いしたいというふうに思っております。ここのことについて、いかがお考えですか。

○喜多忠則建設課長

福富川の中でも特に国道444号から上流は、御指摘の状況であることを確認しております。現在、町では河川堤の管理道路を含む堤体部の陥没状況や、先ほど言われましたコンクリート板柵等の護岸の劣化、またくい柵が倒れかけている箇所、及び板柵が外れている箇所、さらには河川内の泥土の堆積状況や管理道路の損傷箇所など、調査を行っております。また、地元の方々からの整備に関する要望書の提案について準備がなされていると聞いておりますので、我々の現地調査と併せまして意見要望内容の検討などを現在は進めているところでございます。

なお、その準備が整い次第、関係者の皆様方と内容を取りまとめて、杵藤土木事務所に対しまして要望活動などを随時行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

本当に地盤沈下の影響なのか老朽化とか、水が流れて、護岸がもろいものですから、それで道路を削って、これが厄介なのが、下から削られて表面だけが残っているという場合が多々ございまして、ここが表面的には何もないように見えるけれども、結局のところ管理機だとか車だとかが走れば、そこの大きな穴にはまると。実際私が目にしたのは、農業用の管理機で農地の消毒をやる際に、管理道路に上がってUターンを

したときに、大きな穴に落ちてしまってひっくり返ったというところですね。あれがもっと大きく穴がほげていれば、管理機がひっくり返って逆さまになって人の命がというような状態でもあったんですね。非常にこれは危険なところで、実際どこがなっているのかというところも分からない状況ですので、ぜひともこういったところは強く要望をお願い申し上げ、整備計画をなされるように進めていきたい、このような思いでございます。

町内の河川に係る管理道路について、随時舗装の整備というものが行われているというふうに思いますけれども、町内の河川でも舗装されていない管理道路が目につくところがございます。未舗装区間が多く残っている福富川など、それぞれの河川で整備状況にばらつきがあるというふうに思われます。町内の道路においては、町道や農道の舗装率は100%に近づいていると。先日の中村議員への答弁では、正確には98%だというふうにおっしゃられていましたけれども、そういった昨今、河川の管理道路の未舗装が目立ってきているというふうに思っております。安全な通行の観点から、また河川敷の周辺環境の面から、ここも併せて舗装の整備促進というものをお願いしたいというふうに思いますけれども、このことに対しての答弁をお願いいたします。

○喜多忠則建設課長

御指摘のとおり、町内の河川を管理する道路は未舗装の区間も多くあることは承知をしております。河川の管理道路を河川管理以外の目的で町道や農道として兼用している区間につきましては、町のほうで県の許可を得まして舗装している路線がございます。そういうところにつきましては、おおむね舗装整備は完了しておりますが、そのほかの河川管理道路は舗装がなされていない区間が多々見受けられます。

県に今後の整備方針等を聞いたところ、堤防本体が周囲の地盤よりかなり高い場合で、築堤構造となっている河川で、洪水時に万が一越水によって、堤防を越えて水が内側に流れ込んで堤防が決壊するという場合に、広範囲に水害の影響を及ぼすおそれがある重要水防区間等を中心に舗装整備を実施しているとのことでございます。このことは裏を返せば、侵食による堤防決壊を防ぐ目的で舗装は有効であるとの考えで整備を進められていることでありまして、それ以外の区間は、現段階では舗装は計画されていないことでもあります。しかしながら、町といたしましては河川周辺の環境の面や安定的な管理道路の維持保全の上からも、まずはアスファルト舗装の整備の推進を引き続きお願いしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

ぜひとも河川整備とともにこういったところも、確かに今の答弁の中では、舗装の順位性といいますか、優先性といいますか、そういったところがあるというふうにも捉えますけれども、しかしながら福富川も同じ二級河川の中で重要な河川であるというふうに私は認識しております。そこにおける舗装整備というものも管理道路としてはきちんとされるべきだということに至っておるわけでありまして、その舗装をされている部分ですら現在はひびが入って、恐らく町民の皆さんの話では、底の方

が一部えぐれて押してるんじゃないかというような話もされていきました。それで、表面の舗装にひびが入ってきているのではないかというふうな想定の話なんですけれども、そのような状況も見られる箇所もございました。ぜひともこのような舗装の環境の面も、これはあくまでも護岸をしっかりした上でなされるべきものなのかなというふうにも考えております。ぜひ、そのような要望活動も行っていただきたいというふうに思います。

福富川の最下流の状況でございますけれども、福富川の河川指定の区間では、最下流は小搦と八平干拓の第二線堤防であり、有明海に直面していないこのような河川というものは非常に珍しいというふうに思いますけれども、河川指定区間の見直しというものをお願いいたしまして、有明海まで延長して、現在閉館している福富水門、こういったところの復活であったりポンプの再整備など、短期的にはできないけれども、将来にわたる大きな意味での整備計画というものをつくっていただきながら、町長が申している有明海へ直接排水できる一つの川として、これはこういったことが現実となれば、福富地域のみならず上流の白石地域に至るまで排水対策というのに寄与することだというふうに私は考えますけれども、この内容について町長の考えをお聞かせください。

○田島健一町長

重富議員からは、福富川の現状、そして指定区間外のことについても御質問いただきました。指定されている区間につきましては、議員が言われるように、護岸の背後の陥没が見られるということは、私も現地で数か所見たことがございます。すぐさま土木事務所に対応していただいておりますけれども、これについては構造上といえますか、土質の関係なのか分かりませんが、護岸の背後の土が河川の中に吸い出される、吸い出しという言葉で使いますが、吸い出されることによって陥没しているというようなことでございます。これについても特定の区域だけということではございますので、何かそこに原因があるのか、早く調査をして整備をしていただきたいということではございますので、先ほど課長も答弁いたしましたように、地元の皆さん共々土木事務所にもまた陳情、要請をしていきたいというふうに思います。

また、福富川、現在の河川指定が二線堤まででございます、これについて海に面するところまでを河川指定しなければいけないんじゃないかというお話でございます。

この二級河川福富川の河川指定につきましては、昭和40年となっております。当時を振り返ってみますと、現在の線堤、今の海岸ですね。これがまだ初期の段階で堤防が作られている段階でございます、皆さん御承知のとおり、諫早干拓で閉め切り、堤防をがちゃがちゃとやるやつですね。あれが福富の八平干拓では昭和43年でございます。だから、まだそういった一線堤の堤防ができない、40年に地域の皆さんたちの要請で河川指定をしていただいております。そういったことから、まだ分からないところもあるんですけれども、本来ならば海岸堤防ができましたので、そこまで延伸すべきところであったでしょうけれども、直轄の中でも国交省さん管轄といえますか、県の土木管轄と、前面は干拓でございますので、農水省の干拓事業ということでなかなか調整がはかどらなかつたんじゃないかなと。そういうことで、現在まで二線

堤までになってしまっているということでございます。これについては、現状の指定されている区間については、これまでも河川整備計画というのは持たないままでも、河川局部改築であるとか、また地盤沈下対策事業で水門とかゲート、いろいろなものの整備を行っていただいているところでございます。そういうことで、最終的に二線堤から海岸までの区間を指定していこうということにつきましては、町としても合併後検討課題といたしまして認識をしておりました。そして、平成27年ぐらいから関係部局との協議もしながら、将来の河川指定を見据えて、まずは農林部局で地盤沈下対策事業により八平干拓地内の護岸整備を平成28年から30年度にかけてされて、今はきれいな護岸になっているところでございます。そういうことで現在では進んでおりますので、今後は近年頻発する豪雨への対応ということもございまして、管理水準を高めるという意味でも、この八平地区内の河川指定を早くできればと私どもも考えているところでございます。

しかし、先ほど言いましたように、八平地内の河川が入っている底地、土地、これは現在農水省の土地ということになってございますので、また農業用水としての取水やゲート等の施設もいろいろございまして、地元との合意形成も必要となってまいりますので、まずは農林部局との協議、調整を経ながら、土木部局と河川指定に動いていく必要がございまして、また、河川指定につきましても、県においては一定のルールというのがございまして、課題や問題も少なからずあります。これらの協議、交渉をなるべく早くクリアして、まずは福富川の最下流まで、有明海まで、これを延伸する河川指定を目指していきたいというふうに思います。

また、最後に議員のほうからは、そういう指定をしていくことによって、町が考えている流域治水といいますか、上流からの排水、有明水路からの排水がうまくいって、もっと冠水や浸水が少なくなるんじゃないかということもございまして、私も、まさしくそう思っております。そういう意味からも河川指定をしていく、そしてまた有明水路から特に下については改修計画を持っていただいて、早く内陸の水を排水していくというようなことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういうことで、まずは河川指定を早急にとということで私どもも考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○重富邦夫議員

では、そのような一つ一つ順序を追ってハードルをクリアしながら、大きな将来にわたる整備計画に向かって展望を持って進んでいっていただきたいと、こう思います。なかなか福富水門の部分でも、町民のお年寄りの方からの話では、もともとは堤防の下から水が流れてきていた分が、水の満ち引きで濁りが同時に流れて排水ができてたというふうな話も、そういう状況であったというふうなことも聞いておりますので、一つ一つそういったところにも向かって進んでいきたいというふうに思います。ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、2項目めの質問に移りたいというふうに思います。

教育と子育て環境の充実についてということで、学校のエアコンの件について取り

上げさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響により、私たち白石町民の生活というものも一変をいたしたところでございます。一変したということは、我が身を守るためとか人にうつさないためとか、いろいろな思いというものが各個人個人あろうかというふうに思いますが、町民意識としてはそういった部分で高くなってきているというふうに考えます。これらの意識は、感染症予防に限らず、風邪予防であったり気管支炎予防、さらには花粉症対策やアレルギー対策など、臭いや空気、こういった目に見えない部分への意識の高まりであるというふうに私は感じているところでございます。

このような意識というものがコロナ禍によって高まっている中、近年設置された小・中学校のエアコンですけれども、夏期や冬期における教育環境というものは、確かに飛躍的に向上したというふうに思います。エアコン設置に伴い、しかしながら必ずやらなければいけないということがエアコンの清掃でございます。この洗浄やメンテナンスというものを怠ると、冷暖房効果が悪くなり、電力コストがかさみ、細菌類、カビやダニ、アレルギー物質がたまり、異臭も発生してくる状況に陥りますので、しっかりと清掃をし清潔に保つことが、当然のことながら大切であると思います。しかしながら、電気代や維持管理費用が大きな負担となっているというふうに思いますけれども、その費用に対する地方財政措置はどのようになっているのか、説明願います。

○小池武敏企画財政課長

エアコンの設置に係る地方財政措置というふうなことで、私のほうからお答えをさせていただきます。

本町では、全国に先駆けまして、平成29年度に小・中学校の普通教室並びに特別支援教室の全てにエアコンを設置いたしました。一方で、国内におきましては酷暑の日が続きまして、平成30年度に公立学校へのエアコン設置の機運が高まりまして、国の補正予算におきましてエアコン設置経費への臨時交付金の措置でありますとか、その補助裏の地方負担に係ります交付税措置がなされまして、全国の公立学校のエアコン設置率が上がることとなっております。しかし、それに伴いまして、設置後の電気代が各自治体にとっての負担増となっております。そういったことから、国のほうでは各自治体からの電気代の維持経費に係る財政措置改善要望を受けまして、令和元年度の交付税の算定方法を改正されまして、義務教育施設の冷房設備に係る光熱水費の交付税措置が行われております。

本町におきましても、エアコンが設置された後、全校合計、11校でございますが、年間で約440万円程度、1校平均に直しますと40万円ほど電気代が増加をいたしております。この電気代の交付税措置が正確に幾らかというふうな断定はできませんが、算定方法の改正前と改正後の交付税算定の基礎となります単位費用を比較いたしますと、令和元年度ベースでは本町の小・中学校全体で186万円ほど増額措置がされると推測をされます。ただし、この中には学校におきます運営費、印刷製本費でありますとか体験活動費などの経費も含まれておりますので、冷房の電気代の財政措置はこれよりも少なくなるのではないかと考えております。

また、交付税措置につきましては、冷房設備への措置に限定されておきまして、冬

期の暖房費は町の一般財源というふうなことでの負担となっております。また、今後経過いたしますと、経年劣化による修繕等の維持管理コストも増加してまいりますので、そこら辺が懸念をされるところでございます。

以上のような状況です。

○重富邦夫議員

先ほどの答弁を聞いて、聞き漏れがあったのか、電気代は交付税の算定に入っていると、これが幾らなのかというところまではというような内容だったんですが、清掃費として、そういう詳細な部分で交付税措置というのはなされるものなんですか。それとも、大まかな維持管理費としてぼんと来るものなんですか。そのあたりをお願いいたします。

○小池武敏企画財政課長

交付税措置の一般的な算定の方法でございますけれども、交付税の算定項目には小学校費とか中学校費とか、そういうふうな算定がございます。それから、校数、例えば中学校は3校であるとか、小学校の数ですね。そういった大きな算定の基礎があります。その中で、モデル的に小学校では1校当たりこれぐらい施設の管理費でありますとか、ほかの活動費とかでかかりますという標準的な算定の中に、学校施設を運営するための維持管理費として算定されておりますので、これが幾ら、その部分が幾らなのか、エアコンの清掃費が幾らなのかというふうなくくりではございませんので、そういう大きなくくりの中で算入されているということでございます。

○重富邦夫議員

分かりました。本来、平成30年度に交付税でエアコン設置の助成を、国のほうはお手伝いをやったということであるなら、しっかりこういった維持管理費も交付税の中に盛り込んでいただくというのが本来あるべき道筋なのかなというふうには思います。ただ、管理費の中に入っていることだろうというふうには思いますけれども、見えなものに対して、このような意識の高まりであったり、快適で勉強しやすい空間の維持のために、しっかりとした対応というものが今後は求められてくるんであろうというふうに考えます。現在の清掃の状況や、空間づくりに対しての対策というものはどのように行われているのか、お願いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

まず、エアコンの清掃についてですが、小・中学校においては冷暖房の使用の前、使用后、年に2回から3回程度、学校職員でフィルターの清掃等を行っている状況です。また、通常行う清掃活動では行き届かず、業者委託が必要な場所につきましては、学校からの要望を基に、毎年教育委員会で取りまとめを行いまして清掃業務委託を行っていますので、その中でエアコンの内部清掃を行う場合もございます。

それから、空間づくりというところですが、学校では児童・生徒及び教職員の健康の保持を目的に、学校環境衛生活動を行っています。この検査は、日常的に行う検査

と定期的に行う検査がございます。日常検査は、飲料水の水質、透明度とか残留塩素、教室の明るさや騒音等を教職員が行っております。また、定期検査では、教室内の空気汚染物質検査、ダニアレルゲン検査、水質検査、プールの水質検査等、年に1回から2回予算の範囲内で行っている状況でございます。

○重富邦夫議員

学校の中ではそのような、職員の方々が清掃を行っている。また、分解だとか、専門的なものが必要な場合には、教育委員会が取りまとめて業者に発注するというふうな形を取っているということでございました。確かに、毎年これは春と秋とか、そういったところには、各家庭でも同じだと思いますけれども、エアコンの清掃というものはやるわけでございます。その中で、自分たちでやれるものはやるというところでは結構なことだというふうに思いますが、業者に委託をするというふうになれば、予算が必要である。今の話だと、必要があるところを集めて発注をすると。これを定期的に、各学校が毎年のようにやらなければいけないこととございますので、清掃の頻度というものは今後増えなければいけないというのが通常の方考え方なんです。感染症が出た後の流れとしては、その流れを加味しますと、この清掃の業務というものをどのような形で発注していったほうがより効率的なのか、はたまた、それは掃除をしなければ、業者に委託をしなければお金はかかりません。しかしながら、安心した空間というものが、じゃあ提供できるのかという不安が残るわけでございまして、そのようなところを教育委員会としてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○出雲 誠学校教育課長

平成29年にエアコンのほうを学校の各教室に整備をいたしまして、今11校全ての教室にエアコンが設置できているわけですが、室内機につきましては11校全部を合計しますと200基を超えております。ダニやカビなどのアレルゲン物質等も考えますと、畳の部屋とかカーペットの部屋等もございまして。これを全室毎年クリーニングをするとなると、具体的な数字はここでは申し上げませんが、室内機の台数から見ても、それ相応の金額が必要になるかなと考えております。

一方で、子どもたちのこのコロナ禍での環境の配慮といたしましては、エアコンを運転しながらの室内の空気の交換といいますか、窓を開けてだとかというところでの授業を行ったりしているところ。なかなか清掃費に予算をつぎ込むというのが、今教育委員会として予算組みをしている中では厳しいものがございまして、これまでどおりの学校でできる分は学校でし、それからできないところ、また気になるところについては業者委託をしという形でさせていただきたいと考えているところです。

○重富邦夫議員

掃除、とにかく清潔な空間というものが求められてくることだというふうに思います。予算がつかなければ、自分たちで清掃するしかないわけですから、そこは学校現場に押しつけるだけではなくて、課長も一緒に掃除をしてやってください。よろしくお願いたします。

それでは、3項目めの質問に移りますけれども、町民の方から、子育て支援として学習塾に対する御提案と申しますか、そのようなものをいただいております。まずは、多くの家庭が子どもたちを学習塾へ通わせたり、社会体育活動などへの参加をさせております。その状況をどのように把握し、学校教育へ生かしているのか、教育委員会にお伺いをいたします。

○宮崎泰仁主任指導主事

議員のおっしゃるように、お子さんを学習塾に通わせたり、社会体育活動へ参加させたりしている保護者の方もおられます。あくまでも各家庭の状況や判断による保護者の任意のものであり、また学校には通塾していない児童・生徒や社会体育に参加していない児童・生徒も多数在籍しております。小学校においては、放課後の過ごし方や下校時間等の関係で、家庭環境調査において塾や社会体育を記入する欄を設けている場合もあります。中学校においては、それに特化した調査等は行っておりませんが、担任はある程度把握していると思います。また、私的なことなので、詳細な把握はしておりませんが、学校で二、三割程度の生徒が通塾していると思います。教育課程において、学習塾への通塾状況や社会体育の参加状況、またその内容や子どもたちの達成度等を調査したり活用したりすることはありませんが、社会体育等での子どもたちの活躍について表彰等を行って、全体に紹介する場合があります。

以上です。

○重富邦夫議員

調査したり活用することはないと。本題はここではありませんので、答弁は求めませんけれども、教育と社会活動と、それは教育委員会のルール上教育の分野ということになっているんでしょうけれども、そこを社会と壁をつくるということではなくて、実際授業についていけない生徒というものをフォローできてないだとか、きめ細やかな教育を施せてないから塾に通うという場合も少なからずあるということだけは真摯に受け止めていただきたいというふうに思います。ここは本題ではありませんので、次に移ります。

学習塾というものに対する提案の内容なんですけれども、学習塾にしろ社会体育にしろ、地区外に電車で通われている方がいらっしゃる、そういった場合、毎回往復の切符代がかかり負担になっているというふうな声ですね。高校生では、定期券を購入できるような学校に通われている場合とそうでない学校に通われている生徒では、状況が違えば負担が大きいということで、子育て支援の一つとして交通費等の助成が検討できないのかというふうな声をいただきましたので、そのことに対してどうお考えなのか、お願いいたします。

○木須英喜総合戦略課長

交通費の助成ということでございますので、私のほうから答弁をいたします。

議員御提案の助成につきましては、子育て支援策の一つとして有効なことは十分に分かりますが、あくまでも塾に通うというのは各家庭の自主的な判断でありまして、

全ての児童・生徒全員が通塾しているということではないというふうに考えております。また、町外の塾に通う者だけでなく、町内にも塾はございますので、こういったところに通い、中には自転車で行く子どもたち、あと保護者が送迎をする人たちということで、そのパターンはいろいろ、様々であるというふうに考えております。議員がおっしゃられる町外の学習塾へ通う交通費の助成ということにつきましては、公平性、平等性の観点から申しますと、実施は若干困難ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

平等というものに対する目線の違いというものは多かれ少なかれあれど、予算額としては少なく済むであろうというふうな思いでの提案だったんですけれども、では少し視野を広げまして、事例の紹介をさせてください。

佐賀県の上峰町がスタディクーポンという政策を導入されております。これは、中学1年生及び中学3年生の185人を対象に、1人当たり3万円のスタディクーポンを保護者に配付すると。これは、学習塾とか、そこだけに限らずスポーツクラブとか習い事でも活用できるようにということで政策の導入を、これは2018年の記事ですから大分たちますけれども、渋谷区の実際の政策を倣って導入をされたというふうな経緯がございます。こういった政策案であるなら、先ほどの案よりも平等性という部分では確保できるというふうに思いますけれども、このあたりのところをいかがお考えになるのか、お願いいたします。

○小池武敏企画財政課長

スタディクーポンの導入というふうなことで、私のほうから答弁をさせていただきます。

スタディクーポンにつきましては、経済的な理由などから学習塾でありますとか習い事に通えない子どもたちに対しまして、費用を支援する仕組み、取り組みでございます。これにつきましては、クラウドファンディングの活用などによりまして、自治体、NPO、企業等が協力をして行われている支援事業であると認識をしております。また、最近では公的資金の導入が始まるなど、さらなる広がりを見せてもおります。紹介をいただきました2018年には、東京都の渋谷区、県内におきましても上峰町において、自治体の政策として実施をされております。上峰町におきましては、正式な事業名が上峰中学校放課後補充学習事業ということで、個人への補助ではなくて、町立の中学校の魅力高める目的をとした教育の施策として取り組まれているということでございます。事業内容につきましては、生徒の基礎学力の定着でありますとか苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供し、放課後を活用した学習塾や家庭教師、文化、スポーツ教室等の利用に係る経費の助成というふうな事業内容になっております。

本町におきましても、提案をいただきましたので、今後調査研究をさせていただきたいと思っております。御提案のほう、ありがとうございます。

○重富邦夫議員

予算がないからできないと突っぱねられるのかなと正直思っていましたけれども、検討していただくということで、ありがとうございます。

その予算の件ですけれども、結局のところ12月議会での財政課長の答弁でしたか、子育て支援に充当するためにもふるさと納税を伸ばすと、そういったところから予算配分できるように努力していくというふうな答弁、その旨の答弁をいただいたところであったわけで、その内容からしますと、今年度当初予算はふるさと応援事業費も増額になっている中で、ふるさと納税を伸ばして、そういうところにも支援しようという気持ちの表れであるんだろうというふうにも感じております。どうか今年度予算措置の内容が次年度につながるような大きな執行、いい意味での執行になるように、この中の皆様方と一緒に努力をして、町の活性化につなげていきたいというふうな思いを込めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○片渕栄二郎議長

これで重富議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時37分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

2日目の午後からの一般質問をさせていただきます。
今回も大きく2点について通告しております。
まず、1点目の農業の振興についてであります。

近年は、異常気象や台風など、天候の影響により農業所得が減少していると思われる。また、昨年からのコロナ禍による外食産業の低迷により消費量の減少も重なり、本町の農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。国をはじめ県、町からの支援策は、いろんな手だてをしていただいておりますが、それは一時的なもので、生産者にとっては収益を上げて町の活性化に結びつけたいと常に考えて取り組んでおられます。このような状況を、基幹産業である本町の農業をどのように認識しているのか、また農業者が意欲を持って取り組めるような施策を考えているのか、伺います。

○木下信博農業振興課長

まず、基幹産業であります本町の農業をどのように認識しているのかという御質問に対してお答えをいたします。

農業所得につきましては、近年異常気象などの自然災害による農産物の収量低下により収入減少や、施設被害などによる復旧経費の増加などでの減少というのが生

じているところでございます。特に令和元年度、そして2年度におきましては、大雨、台風、日照不足などにより農産物の減収が著しく、主に水稻、大豆につきましては大きく減収をしたところでございます。

また、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が全国的に発令をされまして、また今年に入りましても首都圏を中心に11の都府県で2度目の緊急事態宣言が発令されたことに伴いまして、外出自粛、休業要請、休耕措置、飲食店の営業時短要請がなされました。そのため、農産物の消費量が減少したことにより、価格の低下、特に本町におきましては主要作物でありますタマネギの出荷調整を行う事態となり、次期作の作付への影響も懸念される状況となっているところでございます。このように農業者の収入が著しく減少する事態につきましては、継続的に営農活動を行う意欲の減退を招くことにつながり、離農や規模縮小など、農業を基盤とする本町における農業振興に大きく影響が生じることになると認識をしているところでございます。

続きまして、農業者が意欲を持って取り組めるような施策をどのように考えているのかという質問に対してお答えをいたします。

こういった自然災害による収量低下や機械、施設への被害に対応する支援策につきましては、令和元年度において、国庫事業では強い農業・担い手づくり総合支援対策による被災農業者支援、県単独事業では営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業に取り組んでいるところでございます。また、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による消費量減少に伴う価格低下への支援策として、高収益作物次期作支援事業に取り組み、タマネギ農家、施設花卉農家、肉用牛農家への緊急対策支援、農業者の負担軽減に努めてきたところでございます。しかしながら、議員が申されますとおり、このような支援策につきましては、あくまでも減収に対する補填的な策であるということと考えております。災害、特に大雨とか台風、2年続けての災害によって収量減、また品質低下ということで、農業者の方もきつい状況に中であると思えますけれども、私といたしましては、まず災害関係で補填ができます農業共済制度、また新型コロナウイルスの感染拡大により収入減となられた農業者への対応もできます収入保険制度への加入につきまして、また加入されていない方は加入のほうの御検討をぜひしていただきたいということと考えております。しかしながら、昨年、一昨年と特に表作でございます米と大豆につきましては、収量減もさることながら品質低下も招きまして、今年はきつかったばいと言われる農業者の方もいらっしゃるといってお声も聞いているところでございますので、今後町として、行政として、本町の農業振興策につながる施策としての取り組みにつきましては、県やJA、共済組合など、関係機関と一体となって今後の対策についての検討が必要ということと感じております。

以上です。

○西山清則議員

いろんな面で関係機関と検討をしていただきたいと思えます。

次に移ります。

地球温暖化の影響に伴い、日本全体でも農産物の生産地域が大幅に変化し、特産地のイメージがなくなってきたように思われます。我が町の特産物の一つでありますタマネギを見ても、全国的に生産されて価格の上昇も見えない状態であり、人を雇い入れても採算が厳しい状態にあります。本町でも、十数年前に比べたら農産物の作付は大分変化していると思います。それに、温暖化を抑えることはかなり厳しいことだと思われます。先日テレビでも、岐阜県の酒の蔵元が酒米が取れないということで、百数十年続いた銘柄を持って、家族、従業員一同北海道で新たに続けるために移住されていました。また、青森のリンゴ農家が桃の生産に切り替えたことなども放映されていました。このような気象変動に対応できる農作物を県の試験場でも研究していると思います。よって、温暖化に対応できる農産物の品種改良や新たな産物等などの対応策が必要だと思いますが、町はどのような考えを持っているのか、またこの先県やJAなどと連携し、どのような対策を講じていこうと考えておられるのかを伺います。

○木下信博農業振興課長

地球温暖化の影響の一つとしまして、大雨、台風の自然災害の多発が挙げられています。こういった自然災害に対しては、災害に強い作物の選定や作付品種の分散による被害分散が一つの対応策と考えられます。佐賀県農業試験研究センターは、生産現場が直面する課題を速やかに解決する新技術、新品種の開発や、中・長期的な視点による研究開発の推進を試験研究されておられます。地球温暖化の影響に対しての新品種の開発の例を1つ申し上げますと、平成21年度から本格的な作付が始まりましたがびよりは、高温登熟障害を受けやすいひのひかりに代わる品種として育成された品種でございます。現在では、佐賀県産米の主力品種の一つとして作付され、全国食味試験におきましては11年連続特Aの評価を受けるほどのブランド力を持った品種となっております。また、先月の佐賀新聞には、大豆に大きな被害をもたらす塩害を防ごうと、同センターが対策技術の研究に取り組まれているという記事が掲載をされております。気象の変化に対応できる農業の技術や品種につきましては、専門機関であります佐賀県農業試験研究センターや農業改良普及センター、JAと連携して考えていく必要があると考えております。

○西山清則議員

タマネギ等は、町内の青果業でもかなり取り扱っておりますけれども、農協のほうを調べたところ、平成20年では生産者数が1,525名、作付面積が1,228平米あります。それで、ピーク時は1,308平米、令和2年では914平米に減っております。レンコン等は若干増えているところもありますけれども、生産数は若干減っております。あと、キャベツ等が増えておりますけれども、レタスとかはまた増えております。ブロッコリーはあまり変化がないように思われます。農作物は、そのときの相場で価格が一定しないところがありますが、そのため生産者はできるだけコストをかけないように努力されておりますので、関係機関と連携して進めていただきたいと思います。

次に、3点目に移ります。

生産者は、農地を守るため、米、麦、大豆、その他施設園芸など、野菜等を生産さ

れています。現状の米の価格で農地を守っていくのでも厳しく、そのため米以外に活路を見いだして施設園芸等をなされていますが、その米の価格がこの先下落していくものと危惧しています。これ以上米の価格が下がれば、農地を守っていくのにかなり厳しさが増してきます。そういう状態になった場合、またそういうことが起きようとした場合など、それに対応する農業の振興策は考えておられるのか、伺います。

○木下信博農業振興課長

米価の下落に対しての農業の振興策はどのような考えかという御質問でございますけど、全国の主食用米の需要につきましては、人口減少や食文化の多様化が進んでいるなど、近年では一貫して減少傾向にあります。また、米の販売価格につきましては、長期的に低下傾向ではありますが、近年では堅調に推移している状況でございます。

米価の下落につきましては、議員が申されるとおり危惧されているところでございますが、国が現在進めている米の需給安定、米生産者の経営安定に関する政策の確実な取り組みにより、米価の安定が期待できるものと考えております。そのための主要な取り組みが、米の生産調整の確実な実施となります。生産調整の実施に対しましては、麦、大豆、飼料用米などの戦略作物への米からの転換とともに、地域の特色を生かしました高収益作物の導入、定着を支援する水田活用の直接支払交付金での支援がなされており、農家所得の安定化に寄与しているものと思われまます。

また、各農家でのコストの低減も重要となってきます。一つの例で申し上げますと、経営規模に見合った機械、施設の導入による省力化、共同化を進めることにより過剰になりがちな機械導入を抑制することで、コスト削減を図ることで農家所得の安定化が見込めると考えております。

町といたしましても、米価下落に対応する農業の振興策として、白石町農業再生協議会並びに関係機関とともに、生産調整の実施、また経営安定に必要な機械、施設導入への支援に取り組んでまいりたいと考えております。また、その他自然災害や価格低下に伴う農業者の経営努力では避けられない収入減少のための収入保険制度やナラシ対策、農業共済制度や価格安定制度などのセーフティネットへの加入推進も振興策の一つとして考えているところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

持込み資料を持ってきておりますけれども、持込み資料として主食用米等の需給見通し、取引価格の推移、全国の令和2年産米の相対取引価格と都道府県別作況指数を提出していますので、後もって皆さん方も見ていただきたいと思います。

それから、令和2年12月21日、農林水産大臣が発表した談話を要約すると、米の国内需要の減退が続くと見込まれる中で、令和2年度産の需要については需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退も加わり、在庫の過剰に直面している。需要と価格の安定を図るためには、令和3年度産の主食用米については全国で過去最大規模の6.7万ヘクタール、平年作ベースの生産量に換算すると36万トン、もの作付転換が必要である。令和2年度第3次

補正予算と令和3年度当初予算で3,400億円に及ぶ大規模な予算を計上し、令和3年産の水田フル活用に必要な施策を盛り込み、輸出等の新市場の開拓や、国産麦、大豆、加工・業務用野菜等の高収益作物、加工用米の生産拡大などを支援してまいりますと言われています。主食用米の需要が、1人当たりの消費量や人口減少の影響により毎年約10万トン、約1.4%程度減少すると見込まれる中、令和2年1月から12月においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、昼食、外食事業者向けの販売数量が減少しています。一方で、販売数量が伸びている小売事業者向けを合わせても、全体で2%の減少になっています。米の民間在庫量については、令和3年1月末で322万トンと、対前年度同月比プラス27万トンになっております。前年と比較し、高い水準で推移しています。このような状態で、輸出等の新市場の開拓や国産麦、大豆、加工・業務用野菜等の高収益作物、加工用米の生産拡大を図る必要があると思っておりますが、伺います。

○木下信博農業振興課長

議員が申されますとおり、加工用米への転換、輸出などの新市場開拓用米への取り組み、また高収益作物の作付拡大を図ることにより、主食用米の民間在庫量の増加が抑えられ、米価の安定化が期待できるものと思っております。そのため国では、取り組みの推進のために生産拡大に応じた支援を行うこととしておりまして、町におきましても農業者への情報提供や取り組み支援など、支援策が最大限に活用できるよう、県、JAなど、関係機関一体となって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

国は、令和2年度産主食用米の生産量を723万トンということ考えておりますけれども、需要の減少等を乗り換えた場合の結果、令和3年度6月末の民間在庫量は207から212万トンまで増加すると見ておられます。よって、3年度産の作付面積を6.7万ヘクタール、それで生産量36万トンに相当する転換を必要とすると。先ほども言いましたけれど、そういった考えを持っておられます。それが実現できなければ、かなりまた水準が上がってくると思っておりますけれども、それを実現していただければ、令和4年6月末民間在庫量が195から200万トンまでに下がるということ考えておられますので、消費量が増えなければ、なかなか達成できないかなと思っております。

それで、次に参りたいと思います。

農業者の所得向上のためには、本町の特性に適応した食品関連企業の誘致が有効と考えておりますけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

道の駅しろいしに出品されている加工食品は、以前に比べかなり増えてきております。でも、増えることはいいことではありますが、我が国にはインスタントカレー、ドレッシング、健康食品、お菓子、麺類、飲料水等、多くの食品会社があります。そういった企業と交渉したことがあるのかどうか。積極的なチャレンジ精神が必要であります。行動をしないと、待っていては企業は来ません。だから、そういった企業訪問

をしたことがあるのか、伺いたいと思います。

○田島健一町長

西山議員からは、企業誘致活動はしているのかというような御質問でございます。

道の駅しろいしには、町民皆様の御努力のおかげで、6次製品の出品が増えてまいりました。私といたしましてもうれしく思い、感謝を申し上げる次第でございます。

御質問の、企業に積極的な交渉を行ったことがあるのかとのことでございますけれども、今年度におきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして実施はできておりませんが、毎年企業訪問を実施させていただいております。実績といたしましては、製造業や食品加工業の企業さんに出向いてまいりまして、誘致の交渉とまではいきませんが、白石町の地域の特色や産業などのPRを行ってきたところでございます。今後も、引き続き県等との連携もしながら行っていきたいと思っております。

ただ、現状といたしましては、企業進出の受皿となる用地の確保等の受入れ態勢が整っていないということもございまして、訪問前に断られるという企業も多く、なかなか厳しい状況でもございます。今後は、公共施設等の統廃合が進むことにより出てくる施設の跡地、この有効活用も含めまして、その時々々の行政事情を見極めながら、企業の立地ニーズを把握し、食品関連企業に限らず様々な方面へ幅広いアプローチを行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

訪問をしているということでありまして、町長になって8年は過ぎました。でも、我々には何も見えてきておりません。訪問しているのならば、相手企業の要望、条件等を検討して進めなければ進展しません。本当に誘致を考えておられるのか、真剣に考えておられるのか、何らかの形ができていると思われそうですが、誘致をすれば雇用も生まれます。人口流出の抑制にもなります。誘致を進めていることが全然見えてきていませんが、いかがでしょうか。

○田島健一町長

私も8年前に就任したときから、白石町は農業が基幹産業ではありますけれども、農業で生産される農作物を主に何か企業誘致ができないものだろうかということはずっと考えております。そういうことで、これまでも出かけてはおります。

もう一つは、うちの職員を県に出向させて勉強させていただいております。その中でも、一昨年まで2年間、県の企業誘致担当のところにも出向をさせていただいておりました。そういったパイプといいますか、行くところについては少しずつ私もできてきているというふうに思っております。また、私も企業のトップということじゃなくて、その会社で重要なポストにいらっしゃる方、人脈を使いながらお会いしたいということで、いろいろとアプローチをさせてもいただいております。こういったことを、今コロナ禍でございますけれども、今後世の中がどう変わっていくか分から

ん、先ほど来いろいろと基幹産業の農業のことについても議論をしていただいておりますけれども、町民の皆さん方が経済的に、白石は農業もよかばってんが、生産品がまた加工されて日本各地に流通しているなどというのを実感できるようなことにするためには、農産品をはじめとした企業誘致をしていかないかんということは強く思っておりますので、これまで以上に外向きに活躍といいますか、行動をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

質問途中でございましたけれども、いろんな方面で活動しているということをおっしゃっております。有明沿岸道路も開通いたしますし、先ほど言った食品会社以外でも輸出用向けのパック御飯や米粉の製造工場、あるいは冷凍野菜製造工場や輸出向け集荷貯蔵施設等も考えられますので、そういった企業も含めてこれからはお願いしたいなと思っております。

所信表明でも、後継者育成、企業誘致、定住促進等言われました。農業者の所得向上は、先ほど言ったような企業誘致が必要でありますので、今後もっと見えるような活動でよろしくお願いしたいと思っております。農作物は天候に左右されますけれども、それ以前に生産者が生産意欲をなくさない施策を願い、次の質問に移りたいと思っております。

次に、大きな2点目、国語力の向上についてであります。

このことについては12月でも質問いたしましたでしたが、今回はパート2ということで質問いたします。

まず、1つ目です。

昭和22年、学習指導要領国語科編に、これからの国語教育は古典の教育から開放されなければならないということで、それ以来、平成23年学習指導要領に伝統的言語文化の重視が盛り込まれるまで、子どもたちは祖父母から受け継いできた優れた古典文化に触れる機会を奪われてきました。その間、文科省は知育偏重ということで、各教科のみならず、国語の授業数を削減しました。古典によって育まれる子どもたちの情感、知的好奇心を根こそぎにしました。文語の名詩、名文は子どもたちの心を捉え、豊かな感性を養い、そしてそれが確実に後々の人生を支える力になると思っております。子どもたちの豊かな感性や情緒を育むためには、義務教育の中でどのような課題を考えられるのかは重要であります。幼い頃から様々な名作、名文を読む中で、忘れてはならない人の情けや国を思う心が育まれると思っております。そのための読書を通じたきっかけづくりをどのように思われているのか、伺いたいと思っております。

○宮崎泰仁主任指導主事

議員のおっしゃるとおり、子どもたちの豊かな感性や情緒を育むためには、義務教育の中でどのような題材を与えるかが重要であります。そのため、学習指導要領の国語科においても読書は重要視されております。教科書には、例えば小学1年生では、「としょかんへいこう」や、「としょかんとなかよし」といった読書に親しむ単元が

あります。中学1年生では、「読書生活を豊かに」という単元があり、「私が選んだこの1冊」や読書コラム「本との出会い」といった小単元で構成されております。このように、読書へのきっかけとなる教材の配列がなされ、子どもたちの豊かな感性や情緒を育むよう工夫されております。

また、小学校、中学校ともに古典や近代文学の作品を取り扱っております。古典の独特な調子やリズム、場面の状況や人物の心情などを読み取るため、小学校、中学校両方で竹取物語や平家物語を取り扱っております。そのほか、孔子の物の見方や考え方を読み取るために論語、漢詩の独特の言葉遣いや調子、描かれた情景や作者の心情を読み取るために「春暁」、古典芸能を理解するために狂言の「柿山伏」、近代以降の文語調の言葉の響きやリズム、昔の人の考え方を知るために福沢諭吉の「天地の文」、比喩や反復などの表現方法や筆者の思いを読み取るために宮沢賢治の「やまなし」や北原白秋の「からたちの花」といった数々のすばらしい作品に触れるようになっております。そのほか、学校図書館を利用した学習があり、例えばパンフレットやポップ作りの学習では、文化や伝統への理解と感心を深める効果があります。学校では、朝の読書タイムや授業だけでなく、休み時間や長期休業等を利用しての図書館利用など、読書に関わる活動や図書館まつりといった行事を各種実施しております。

以上です。

○西山清則議員

授業だけでなく、休み時間や長期休業等にもいろいろな読書をされているということでございます。我々の幼少期から小学校の頃は、猿飛佐助とか鞍馬天狗、月光仮面、ハリマオなどがありましたけれども、現在はサザエさんとかドラえもん、名探偵コナンなどがあります。幼児期は漫画等からの影響をかなり受けやすいと思いますし、私自身も少年雑誌に夢中になった時期もありました。でも、情感を育んでくれるものは昔話ではないでしょうか。老いた親を山に捨てに行くというショッキングな「うば捨て山」は、よく読めば母を背負って山を登る息子が、帰り道で迷わないようにと枝をちぎって落としていく母の愛を描いた物語で、結局息子は母を見捨てることができずに家に連れて帰り、人目につかないよう面倒を見る孝子の話でもあります。ほかに友情をテーマにした太宰治の「走れメロス」、地獄で馬になった母親の姿を見て改心する青年の姿を描いた「杜子春」、盲目になった母と安寿、厨子王との親子愛を描いた森鷗外の「山椒大夫」など、ほかにも宮沢賢治の「よだかの星」、竹山道雄の「ビルマの豎琴」など、いろいろな作品があります。でも、皆誰でも影響を受けた名作がもつとたくさんあると思います。母と子と美しい言葉の教育、人と人との情愛を描いた作品に触れることや文語文の名作は子どもたちの心に響くと思われませんが、人としての生き方としての基本となるような人材を活用した教育ができているのか、伺いたいと思います。

○宮崎泰仁主任指導主事

人としての行き方の手本となるような人物については、国語科にかかわらず、道徳科や社会科、また総合的な学習の時間において、多くの偉人や手本となる人々につい

て取り扱ってあります。国語科でいえば、中学3年生において論語を読んで、孔子の物の見方や考え方を読み取り、それが生活の中でどのように関連しているかを学習します。中学2年生においては、枕草子を朗読したり、四季の趣について清少納言の感じ方を読み取ったりしながら、自分流の枕草子を書いて、友達と読み合い、感想をまとめる学習があります。道徳科においては、母の愛を扱った「お母さんのせいきゅう書」、希望や勇気、努力や意思を扱ったものでは、「いつも全力で～首位打者イチロー～」や「心をつなぐ音色～ピアニスト辻井伸行～」、義足ランナーについての「風を感じて、村上清加のチャレンジ」、6,000人の命を救った外交官杉原千畝を扱った「六千人の命のビザ」、信念を貫いて生きることを扱った「背番号15が歩んだ道―黒田博樹」など、多くの教材があります。社会科においても、時代ごとの偉人や社会に影響を与えた人物を取り扱っております。総合的な学習の時間では、地域について貢献した人々について学習しております。例えば須古小学校では、3年生で地域の自然を守った人々、4年生で地域の環境保全に関わる人々、5年生で地域の産業と、それに関わる人々の思いや願い、6年生で地域の未来と自分たちの生活について学習しています。

白石中学校では、1年生で風土の伝統、産業、文化や、それに関わっている人々、2年生ではいろいろな職業と働くことの意味や働く人々、3年生ではまちづくりや郷土の活性化のために取り組んでいる人々について学んでいます。その他、人としての生き方として手本となるような人々について、今挙げた以外の教科でも取り扱っております。

以上です。

○西山清則議員

それでは、教育長に伺いたいと思います。

保育園とか小学校、あるいは中学校のほうで本の読み聞かせをされておられると思いますけれども、子どもだけに聞かせる場合と親子一緒に聞かせる場合とでは、読んで聞かせる方は本の選択が難しいと思いますが、その辺はどのように思われているのか、伺いたいと思います。

○北村喜久次教育長

読み聞かせの効能について御質問をいただきました。

御承知かと思いますが、現在の小・中学校でも地域の読み聞かせのいろんなグループに積極的に関わっていただいて、朝の時間等に読み聞かせをしていただいております。中学生でも、朝の短い時間、本当に静かに、かつ真剣に読み聞かせの話を聞いております。感想を聞いても、いい感想を述べてくれます。親子でというのがありますが、親子で聞くというのはものすごく子どもにとって素晴らしい効果があると思っております。聞いたことに対しての、その後での親子の交流、あるいは親と時間を、あるいは場所を一緒に共有しているということ、そういうふうなことで意義の高いことだと思っておりますし、ゆうあい図書館あたりの行事としても休みの日にそういう取り組みも積極的に取り入れてもらっておりますので、ありがたいと思っております。

おります。できれば、個々の家庭でも、お忙しいと思いますけれども、特に子どもが小さい頃は努めてこういう時間を共有してもらおうということを願いますが、今多忙な時間というのがかせになっておりますので、なかなか難しいと思いますけれども、ゆうあい図書館等を含めて、地域の方もたくさんこの活動をやっている方がいらっしゃいますので、さらにこういった活動が町全体で広まればということをお願いいたします。

以上です。

○西山清則議員

親子で一緒に聞くということは素晴らしいことだなと私も思っております、なかなか家庭では一緒に読むということがほとんどありませんので。ただ、子どもたちだけに読んで聞かせるのと親子で一緒に聞かせるのとで、どういった本の選択をされているのか分かれば、お聞かせ願いたいと思います。

○北村喜久次教育長

本の選択についてのお尋ねですけど、専門的ではありませんので詳細は答えかねますけれども、例えば有明地区の読み聞かせ、盛んに活動をしていただいていますけれども、ああいった活動をリードされている方の話を日頃聞いておりますと、親子での活動では親子の愛、特に無償の愛に関わること、これなどは子どもたちにとっても親にとっても心に響くものだと思います。特に無償の愛について、こういうものを家庭でもなかなか話題にするというのは、親としても面映ゆいところがありますので、絵本でこういうのを扱っていただくというのは有意義なことじゃないかなと思っております。

不十分ですけれども、以上です。

○西山清則議員

お母さんとかお父さんたち、親が子どもと一緒に聞くということは、先ほど言いましたように素晴らしいことでもありますけれども、子どもたちも一緒ですので、子どもに分かりやすい本ということになりますと、お父さん、お母さんでも以前読んだことがあるような本かも分かりませんので、そういったものを一緒に考えて子どもたちを育てていただければなとは思っております。

3点目に入ります。

名作に触れることにより、人間に最も大切である情緒、特性、知的活動力、これは理解力、思考力です。それにコミュニケーション力、表現力が育まれます。文語文の名作ほど、何度も繰り返し読むことにより子どもたちの心に届き、記憶に残り、生涯を通じてその後の情緒の中心、行動の根拠になるのではないのでしょうか。偉人たちの成功談や失敗談に学んで、そこから様々な人生の知恵を得ると思います。中学、高校生になると、人物伝も必要になると思いますし、それぞれの趣味、関心事に応じた書物を読むようになると思います。よって、今まで言ったように、名作を読むことで人間としての広い視野を身につけることができます。人物伝を読むことで、先人の歩ん

だ道を追い、体験できます。個人の生活が現代の私たちの生活にいかに関わっているかを知ることができます。名作を読むことにより、徹底的に言語能力、イメージ力、想像力を高めることができます。だから、語彙力を高めるためには読書に力を入れていくようにすべきじゃないのか、伺います。

○宮崎泰仁主任指導主事

議員のおっしゃるとおり、読書には子どもたちの様々な力を育てる効果が大いにあります。県教育委員会の教育施策基本計画の大きな柱の一つである豊かな心を育む教育の推進においても、読書活動の充実を掲げ、児童・生徒の豊かな感性や想像力、表現力の育成を目指しております。本町においても、白石町教育の指針において読書の奨励を示しております。

各学校においては、読書活動の充実に向けた様々な取り組みがあります。例えば、朝の読書の時間や図書委員会によるいろいろなジャンルの本の紹介を行っております。図書館の活動としては、図書館まつりや図書だよりの発行、お勧め図書のコーナーの設置や読書カードの作成など、図書館利用促進の取り組みが活発になされております。町内の学校を例に取りますと、ある小学校では年間250.6冊、ある中学校では67.9冊と全国と比較してもはるかに読書量が多く、子どもたちは読書に親しんでおります。また、校内研究や人権集会、平和集会、学校行事に関連した図書のコーナーも設置しています。また、給食の時間に読書感想文の入選作品やお勧めの本の朗読をするといった取り組みを行うこともあります。

図書館の蔵書としては、太宰治や芥川龍之介、森鷗外、宮沢賢治といった近代文学の文豪の作品や、源氏物語や徒然草といった古典もあります。古典は、漫画のものもありますが、挿絵が美しい現代訳のものもあり、意外と子どもたちに人気です。また、名作が追及した主題を現代に置き換えた作品も各学校で結構読まれております。例えば、太宰治は「走れメロス」で友情を描いたように、藪内正幸の「冒険者たち」は友情や愛情、好奇心を描いております。また、ヨシタケシンスケの作品は、命や生き方、時には哲学などにも触れている小学校低学年から中学生まで人気作品です。教師と生徒たちの感動の物語である中田永一の「くちびるに歌を」や、不条理を描いた凧良ゆうの「流浪の月」、父と子の感涙の物語である重松清の「とんび」など、多数の本が読まれております。このように、学校図書館は子どもたちが豊かな読書生活を送ることができるよう、様々な本を準備し、興味を持たせる工夫をしております。

以上です。

○西山清則議員

子どもたちが豊かな読書生活を送ることができるよう、興味を持たせる工夫をされているようでございます。

では、4点目に入りたいと思います。

日本の言語や文化が四季折々の自然に恵まれた豊かな土壌の上に育まれたことを、本を通して日本文化にしっかりと軸足を置き、その土台の上でデジタル化の流れを受け入れることが必要であります。地域住民の子どもたちへの優しさ、見守りを含めた

温かさ、農業への取り組み、自然と調和の取れた住みやすさを授業に取り入れ、そして将来は地元に残り、また戻ってきたくような授業をやっていただき、本町の未来を担っていく志を持った若者になるよう、地域ぐるみで育てていく時代であると感じます。郷土愛を育む教育の重要性を伺いたいと思います。

○宮崎泰仁主任指導主事

郷土愛を育む教育の重要性については、十分認識しております。県教育委員会では、教育施策計画の柱の一つに、志を高める教育があり、佐賀を誇りに思う教育の推進やキャリア教育の充実、体験活動の推進、地域産業を担う人材の育成等の取り組みを掲げてあります。社会科や総合的な学習の時間などで、郷土学習資料を用いた学習や地域学習、職場体験学習等を行います。本町でも、白石町の育てたい子ども像として、「わが町を誇りに思う子ども」を掲げております。白石町のひと、もの、こと、たくさんよさを体全体で学び、実感し、この町に住みたい、貢献したいと思えるような子どもの育成を推進しております。

その取り組みの一つとして、小学校3、4年生の社会科において我が町白石町について学習するために、その資料として社会科副読本「私たちの白石町」を作成し、授業で活用しております。副読本は、庁内の小学校社会科担当が編集委員となり、3年ごとに資料や写真などを中心に見直しを図り、編集、改訂作業を行っております。現在は、令和元年度に改訂した第4版を使用しております。この副読本の活用を通して、我が町白石町に対する子どもたちの理解を深め、郷土を大切にしようとする愛郷心の育成を図っております。

中学生においては、キャリア教育の充実のために、地元白石町を中心とした130以上の事業所の協力を得ながら、夏期休業中に授業の一環として、町内3中学校の2年生を対象としたキャリアスタートウイーク期間を設けて、各校の職場体験学習を支援しております。それによって、勤労観や職業観を育むとともに、地元産業のすばらしさや地元で働くことへの希望や目標を持つきっかけとなることを期待しております。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施できずに残念でしたが、新型コロナウイルス感染症の終息後には再開する予定です。

各学校でも学校評価の重点取り組みとして、地域を生かした体験学習の充実や地域の教育資源を活用した授業づくり、自らの夢や目標の実現に向けて努力する気持ちを高める教育活動の推進、地域行事への参加等を行っております。全国学習状況調査の質問調査では、今住んでいる地域の行事に参加しているという質問に対し、よくすると回答した町内の小学生は64.6%、中学生は41.1%でした。これは、県平均と比較して小学生で24%、中学生で17%も上回っております。また、コミュニティ・スクールが、学校、家庭、地域が連携し協働する推進役として大きな役割を果たしております。コミュニティ・スクール5年目の節目として、保護者、教職員、学校運営協議会を対象に、現在の子どもたちが本町の育てたい子ども像である「わが町を誇りに思う子ども」に近づけたかというアンケートを採ったところ、その結果82%の方が肯定的に捉えておりました。

以上です。

○西山清則議員

時間がございませんけれども、最後に、教育長は郷土愛を育む教育の重要性はどのように考えておられるのかを伺いたいと思います。

○北村喜久次教育長

郷土愛を育むことの重要性についてお尋ねです。

先ほど主任指導主事もお答えしましたように、地域の行事に参加しているというような質問で県平均を大きく上回っている、それから「わが町を誇りに思う子ども」像に近づけたかというのも82%の肯定的な回答を得たというようなことは、本当に我が町の強みだと思うんですね。こういう強みを生かして、地域や学校での取り組みをさらに充実させていかなきゃならないと思っております。

それから、特に地域行事もたくさんしていただいております。その中でぜひお願いしたいのは、子どもたちをお客さんのような参加ではなくて、きちんと役目を果たす、貢献する、あるいは頼りにされているというような参加をぜひ望みたいところです。そういう意味では、少し運営の工夫等もお願いしたいところです。ただ、このようないろんな手だてはもちろんのことですけれども、郷土愛を育むことで絶対欠かせないものは、金でも物でもなく、やっぱり人だと思います。人の温かさ、これが一番ではないでしょうか。いつも爽やかな挨拶で交流されている、いろんなおじさん、おばさんから声かけられる、うまくいかないとき、失敗したときでも励ましてもらう、こういう人との関わりが最後には郷土愛の一番肝腎なところになるんじゃないかと思うんですね。そういう意味で、人が潤い、輝くという白石、このことが白石の大きな魅力になればと強く願うものです。

以上です。

○西山清則議員

子どもたちが一人でも多く本町に戻ってこられるような教育を願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○片渕栄二郎議長

これで西山議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時16分 休憩

14時35分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。岸川信義議員。

○岸川信義議員

議員番号2番、岸川信義。

それでは、大項目1番、「しろいし応援団」限定プレミアム商品券について、2番、中学生の通学時における負担軽減について、2つの質問をいたします。また、ケーブルテレビの視聴者が分かりやすいよう、フリップ持参をしました。よろしくお願いいたします。

それでは、大項目の1番、「しろいし応援団」限定プレミアム商品券について。

令和2年の冬に発生した新型コロナウイルスは、1年を経過した現在も収まっています。白石町でも3件発生しましたので、これから始まるワクチン接種への町民の期待は大きいものです。この新型コロナウイルスの影響による経済の落ち込みは深刻で、国は総力を挙げ経済復興に取り組んでいて、その補正総額は30兆円を越すものとなっています。その一環として国民1人当たり10万円の給付金支給が昨年6月頃にあり、白石町では総額約23億円が支給されています。その後、役場から「しろいし応援団」限定プレミアム商品券が発行されました。私は、午後買いに行きましたところ、商品券が売り切れていたため購入できませんでしたが、私の仲間は購入しており、感想として、商品券自体に2割の得があり、買物をする事で地域に貢献できてよかったばいと話していました。一方お店からも、久しぶりにお客様の笑顔を見ることができました、また売上げも上がってうれしかと好評でした。この事業は、個々に問題はあるものの、消費者、お店、商工会、役場がうまく絡み合い、白石町を活気づかせ、また町民が経済復興へ参加する意欲を感じさせるものでした。このような事業こそ1年で終わらずに何年か続けていき、白石の経済を震えさせる、白石町の経済復興の一端をなすべきだと思います。「しろいし応援団」限定プレミアム商品券の実施内容2点と、令和3年度の予算化について1点、合計3点質問します。

まず1点目、当該事業の実施内容について、①目的、②財源、③販売日時、④販売場所、⑤販売者数（町外者も含む）、⑥広報等、⑦商品券の条件、使用期間とか使用場所です。よろしくお願いいたします。

○木須英喜総合戦略課長

当該事業の実施内容についてということでございます。

7点お知らせをということでございますが、これにつきまして一括して答弁をさせていただきます。

まず、資料請求がっておりますので、そちらのほうを御覧ください。

令和2年8月8日と9日の2日間、完売次第終了という条件で、町内3か所において9時から販売を開始いたしました。総合センターにおいては、待機場所として確保していたホールが満員になってまいりましたので、10分ほど早く販売を開始いたしました。人口を考慮し、白石地域6,000冊、福富地域4,000冊、有明地域5,000冊、この配分で販売をいたしまして、完売時刻につきましては資料に記載してあるとおりでございます。購入者の総数が1,762名、町内各校区満遍なく購入していただきまして、町外の方も1割ほど購入をされております。購入冊数におきましては、約73%の方が上限の10冊を購入されております。

まず最初に、今回の商品券発行事業の目的ですが、新型コロナウイルスにより落ち込んだ町内の各事業者の売上アップ、これと消費者の購買意欲の向上、それと町外へ

の流出防止及び地域経済の回復でございます。今回の措置は、財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、あくまで疲弊した町内の事業者の支援が主であると考えて実施したところでございます。

販売の方法、こちらについては、発行に当たりましては商工会と町の総合戦略課側と幾度となく打合せを行ってございまして、今回の方法がベストではないかということで実施をいたしました。直近の販売実績としまして27年度に実施されておりますが、その際は1万2,000冊が発行されまして、当初の集中販売2日間において売れ残ったため、要件を緩和して再度集中販売が実施されております。このようなことから、今回は過去最大1万5,000冊ということで販売を計画してございましたので、2日間で完売することはないだろうと見込みまして、売れ残った際の対応も前もって協議をいたしましたところでございます。

販売広報につきましては、町の広報紙、これは7月号、それから行政放送、また町のホームページへの掲載、SNSでの発信、また新聞折り込みチラシ等で対応をさせていただいたところでございます。

販売の条件としまして、町内外問わず1人につき10冊まで購入可能としてございまして、商品券の使用期限は令和2年8月から令和3年1月まで、この6か月間ということにしております。利用可能店舗の登録につきましては、白石町内ということで、令和2年6月15日から30日まで募集をかけまして、7月以降も随時受付を行っております。最終的に、206店になりました。登録店舗は、2月末まで町内4金融機関で商品券の換金を実施いたしまして、今現在商工会において精算の手続を行っております。以上です。

○岸川信義議員

それでは、2番目の2点目の当該事業の成果と反省点について、お願いします。

○木須英喜総合戦略課長

成果と反省点ということでございますが、購入できなかった方からの御意見、御要望等も多数いただいております。私どもとしましても、非常に心苦しく感じております。1人当たり10万円が定額給付金として給付されましたので、これを町内で消費していただくという目的も確かにございました。これも事実ではございますが、これほど反響が大きい、半日で完売してしまうということは予想をしていなかったところでございます。ただし、成果としましては、今回の商品券の発行事業が町内に相当の消費喚起を促したのは事実でありますので、当初の目的は少なからず達成できたのではないかと考えております。

そういったことから、追加販売、こちらにつきましても検討いたしました。先に申しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを財源として実施しております。町では、白石町に通知された交付金の額以上の多数の事業に現在取り組んでいる状況でございますので、こういったことから令和2年度については実施を見送ったところでございます。

以上です。

○岸川信義議員

反省点の中でということで、町からの声を聞かれているわけでありませけれども、私たち議員にもそういう声は届いています。私は、その当時は特別議員ではありませんでしたけれども、どういう内容か聞き取れるかということ、商品券が半日で売り切れたのは問題があるという意見がありました。また、広報紙には8月8日、8月9日の2日間と予定されていたので、8月9日も商品券も販売するべきではなかったかという意見です。これにつきましては、どちらとも読み切れるわけで、8月8日から9日というふうになっておりますけれども、売り切れ次第終了しますということでありませ。しかしながら、通常で我々の感覚で思えば、それはスーパーに2日分は用意しとかじゃという感覚も当然消費者の方、この券を買い求められる方は思って来ているはずでせ。その辺のところは、伝えていかんばいかなかなと思っております。

それと、予定をされて余るとい見込みから、商品券の上限を10万円にしてあつたということでありませけれども、先輩の井崎議員も、そがん高うせじよかろうもんと言うたばんといことを聞いております。多くの人に買ってもらうと、それがお店の人たちもうれしかわけです。多くの人たちに来てほしいといことも考えていかなければならないと思ひます。また、主にいろいろな人から聞きましてけれども、商品券の販売ばもう一回してくださいと、我々も買ったかったばんとい意見も度々聞ひます。その辺のところをお願いひます。

○木須英喜総合戦略課長

まず、1点目の完売次第終了とい件でございますが、先ほど答弁の中でもお話をしましたとおり、過去の商品券の販売におきまして1万5,000冊、過去最大の商品券が半日でなくなるといのは、私たちも想定外のことござひました。商品券を発行する際は、印刷の業務から、あと金融機関との打合せ等で、一応準備しておる枚数を最初に決めておかないと次のステップに進めませないので、売り切れたからすぐ次を出せといことにはなりません。どうしてもそこの準備期間が必要といことで、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、上限10万円とい点につきましては、10万円の定額給付金、その当時給付をされましたが、それをぜひとも町外じゃなくて町内のほうに使っていただきたいといのが当初の目的もありました。そういうことで、10万円の設定をいたしております。ただ、過去にはその10万円の設定を取っ払って、20万円でも30万円でも幾らでもいいですよとい販売の方法もありましたが、今回につきましてはそういうことで10万円を上限といことで設定をしたような次第でございます。

それから、再発行といことでござひますが、後もってまた答弁をするかと思ひませが、今回のコロナウイルス感染症対応の臨時交付金をあくまでも財源としております。町では、対応の事業だけで二十数本を令和2年度に実施しております。そういう中で、どういった事業をしていくかといことで比較検討等をしておりませして、その中でまず商品券を最初にスタートで出しましたので、そのほかの事業を優先的に実施していったところござひます。昨年の井崎議員の質問の中でもありましたが、そ

ういった財源とか事業の優先順位、こういったところを図りながら、3年度におきましてもこの地方創生臨時交付金が町のほうに参りますので、そういった事業等比較しながら、事業の実施については検討させていただきたいと思います。

以上です。

○岸川信義議員

3点目のことも答えてもらいましたが、3点目は入る前に、私が調べてきた資料の中で、また検討してもらいたいなと思って読み上げます。

世の中は、コロナの影響による消費悪化で大変なことになっていると。お金が出回らないため、お店の売上げは激減、万が一のために貯蓄し、金が回っていない。今が万が一なんですけども、持っている人は万が一がまた先にあると考えていると。買物が減ったことにより、社会全体の仕事が減り、子どもや孫の就職はどうなるのかといういろいろな懸念がなされています。プレミアム商品券の波及効果として、消費者としては取っつきやすく、お得感で商品券を購入すると。今度のとは、1万円がた購入したら1万2,000円来るばいと。だから、買おうと。買ったかよという人が買いに来るわけです。その上で、お店に出向くことによる、せっかく来たけんが、これも買おうと。これもついでに買うていこうかというせっかく買物やついでに買物をして、必要以上に貢献し、社会貢献をするということです。また、北陸のある市では、発行額の、例えば今度は1億8,000万円の事業やったんですけども、その2.2倍の経済効果があったと、白石町に当てはめれば。そういうことになっております。また、店舗においては、商品券がはけるといことで、商品が早回りするわけです。いつまでも商品というのは置かれんというお店の事情があります。何というてもうれしかったとは、お客さんとコミュニケーションが取れるばいといことで、お客さんと会話がでけたり、そういう地域との密着性があると。また、売上げが上がり、商売の意欲が出る。先ほども農業の話が出ていましたけれども、もうからんけん、続かんよといことで、とにかく売上げの上まっているといことは、ものすごく効果があると思えます。そして、意外と見落としやすいのが、現在ネット社会でありますので、ネットでの購入から地元購入に変わるきっかけでもあると。全部は変わらんと思えますけれども、外に出ていくお金を、この商品券があるけん、白石町から買わんばらんばんというようなことが言われております。結果として、白石町に給付された一時給付金総額約23億円を地元消費に回すことで、白石町に活気が戻り、町がにぎわうといことであります。

その上でお聞きしますけれども、3番目、令和3年度における「しろいし応援団」限定プレミアム商品券の予算化についてお願いします。

○木須英喜総合戦略課長

商品券発行事業につきましては、常々申しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを財源に実施した事業であります。額にして数千万円を要する大型事業となります。この地方創生臨時交付金は、国のほうでは新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や

住民生活を支援し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設をされております。今のところ、令和3年度の当初予算において予算化はしておりませんが、地方創生臨時交付金を原資とした新たな事業、こういったところの取捨選択、それから優先性、緊急性を含めた検討、こういったところを図りながら、事業の実施については内部のほうで検討をさせていただきたいと思っております。

○岸川信義議員

それでは、前向きに検討されるということで、6月の議会で私から質問をしなくていいように、ひとつ御検討のほどよろしく申し上げます。

それでは、大きな2項目めの質問に行きます。

2番目、中学生の通学時における負担軽減について。

白石町の子どもたちは、未来の白石町や日本を担う宝物であり、彼らが不自由なく学校に通うことのできるシステムづくりは、我々大人の責任であります。また、本町では令和6年度から町内にある3中学校から1中学校へと変わる計画が進められていて、町民へ説明会が行われています。そのメリットとして、少人数ではできないサッカーや野球などの部活ができること、また3校から1校となることで、校舎の管理が少なくなるなどの財政削減等が挙げられています。

しかしながら、デメリットもあります。それは、登下校の距離が長くなり、登下校にかかる時間が長くなる生徒が出てくるということです。中学校から1キロメートル以内の生徒もいれば、6キロメートル以上の生徒もいることになり、通学にかかる労力は、学校の近くの学生と遠くの学生では雲泥の差が生じることは明白です。また、近年中学生の通学時の姿を見ると、1人の持つ荷物はかばん、部活道具、そのバッグ、手提げ袋などと、その多さに目をみはるものがあります。ですから、少しでもその労力を軽減することは、ひいては子どもたちの成績や部活での活動につながるものと考えられますので、3点を質問します。

まず、現状を知るために、1点目、現在白石中学生の5科目成績及び体力の現状について申し上げます。

○出雲 誠学校教育課長

町内の中学生の、まず成績のほうから答弁させていただきます。

令和2年度佐賀県学習状況調査では、中学1、2年生を対象に調査が行われていますが、中学1年では数学、英語が県の平均を上回っています。また、中学2年生では国語、数学、理科、英語が県の平均を上回っている状況です。

それから、体力についての状況ですが、体力的なところは中学2年生を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査が実施されております。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響でデータ収集が行われていませんが、令和元年度のデータを見ますと、調査項目の握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの9種目が実施されています。中学2年生の男子では、握力、持久走、50メートル走は県平均を上回

っております。中学2年の女子でも同様の結果となっております。
以上です。

○岸川信義議員

先ほどの出雲課長の説明を聞いて、現在の学校成績、かなり優秀だと感じました。私が何でこのことを質問したかということ、この統合に係ることで、通学の労力で成績が落ちたらいかんとやなかかということ、聞くわけなんですけれども、2点目、現在の中学校の自転車通学について、①自転車通学の割合と駐輪場の確保、②安全指導、③保険等、お願いします。

○出雲 誠学校教育課長

まず、①の自転車通学割合と駐輪場の確保ということで御質問をいただいております。

これについては資料請求がっておりますので、そちらも御覧ください。

まず、各学校の駐輪可能台数ですが、白石中学校が400台、福富中学校が130台、有明中学校が240台、計770台となっております。

次に、自転車通学者の数、割合でございますが、白石中学校が生徒250名に対し自転車通学が245名で、98%となっております。福富中学校につきましては、生徒127名に対し自転車通学者が117名で、92.13%となっております。有明中学校につきましては、生徒205名に対し自転車通学者が196名、95.61%となっており、町全体で見ますと生徒582人に対し自転車通学者が558人で、95.88%となっております。駐輪場については、現在の生徒全てが自転車通学をしても駐輪可能の状況です。

続きまして、安全指導の面でございます。

安全指導に関しましては、交通安全教室を実施し、適宜状況に応じた安全指導、毎朝の校門での校門指導、下校状況の見回り、PTAによる登下校指導などを行っている状況です。また、施錠の徹底、登下校時の反射材付たすき及びヘルメットの着用の徹底、それから道路工事等がある場合は、その情報の伝達等も行っている状況です。

それから、③の保険でございますが、傷害保険に関しましては毎年度初めに保険加入の書類を配付しておりますが、加入については保護者の任意であるため、加入状況については把握できていないところです。盗難に関しましては、自転車購入時に自転車登録などを行っていただいていると思っております。また、児童・生徒が学校や登下校中にけがをした場合は、学校で加入している保険から給付金が支給される状況です。

以上です。

○岸川信義議員

ありがとうございました。現在の中学校の自転車通学については、私から見るとほぼ万全に管理されていると感じます。

それでは、3点目の質問になります。

現在進められている令和6年度の登下校に係る内容について、①スクールバスのコ

ースと停留所の位置、②自転車道の整備、③駐車場の確保、④個人ロッカーや机の整備、お願いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

まず初めに、スクールバスのコースと停留所の位置ということでございます。

中学校再編に伴い遠距離通学となる生徒に対し、スクールバス等による通学支援を行うかについては、まだ決定はしておりません。これにつきましては、今年度設置予定の新しい学校づくり準備委員会で意見をお聞きしながら決定することになります。その判断材料といたしましては、国が基準で定める中学校の通学距離のおおむね6キロ以内や、学校通学時間のおおむね1時間以内などを参考に一定の基準を定め、総合的に判断し、決定してまいります。

それから、次に②番の自転車道の整備でございます。

通学路の設定及び整備につきましては、現在まだ未定でございますが、福富地域及び有明地域から新設中学校の予定地である白石中学校への通学につきましては、既に関係各課で協議を進めているところでございます。生徒の安全を最優先に、通学路を設定することになると考えております。通学路が決定すれば、危険な箇所の整備や国道、県道を横断する際の待機所の確保など、生徒の安全確保のための道路整備が非常に重要だとは考えております。

続きまして、③駐輪場の確保についてでございます。

令和6年度開校時に予想する生徒が全員自転車通学をした場合、今の状況で200台駐輪スペースが不足しております。不足分については、駐輪場の増設等で対応したいと考えております。

続きまして、④個人ロッカーや机の整備についてでございます。

新設中学校の施設整備につきましては、できる限り既存のものを活用することとしております。机、椅子等の備品は、白石中学校で所有しているもののほかに、不足分については福富中学校及び有明中学校の備品を使用するように考えております。教室内の生徒用ロッカーにつきましては、白石中学校から狭いというような御意見もありますので、個々の棚を大きく広げる整備を予定しているところです。

いずれにしましても、新設中学校の施設整備につきましては、生徒が集団生活を行うため、よりよい環境を整備する必要があります。中学校の教員の意見も参考にしながら、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○岸川信義議員

現在進められていることにつきまして4点質問したわけでありましてけれども、3点目と4点目につきましては、2年半後ぐらいに出来上がるんじゃないかと考えています。私が何で質問をこのことにしたのかというと、町でスクールバスの通るばんというわさが流れているわけです。それは全部じゃなかですよ、当然6キロ圏以上の人たちが主に話をしていると思います。意外とこういうスクールバスが通るばんということで話が盛り上がってしまうと、本当にそれでいいのかという、見失う場合がある

と考えまして、私としては提案として自転車通学をお勧めいたします。何で自転車通学がいいかというとは、実は、町内の販売店に聞いてきましたけれども、意外と値段は高いわけです。実質こがん高かということでもありますけど、これは参考にしてください、町内のことです。実は、その中で自転車通学をするということは、6年間使うばんということが一番にあります。私は、そういう遠い人、今度は6キロ圏の話になってしまいますけれども、遠い人たちがバスばかりというふうな視野を入れんで、ぜひ電動アシスト、通称電気自転車とか言いんさあですけどね。電動アシスト自転車等を使えば、これは10万円からありますよということです。ものすごく利点として、それこそ6年間通学ができるということもありますし、また電動アシストに関われば、白石町から数名が武雄市の高校に通っているという現実もあります。そういう意味で、ものすごくすばらしい乗り物です。私たちの頃と違いまして、男自転車、女自転車の差がものすごくなくなっているんですね。その後も家庭で使えるとか、そういう利点もあります。先ほど、6キロで大体どれくらい時間がかかるかと、あくまでも目安です。6キロで時速14キロ、これは普通の距離なんですね。26分ぐらいかかるですよ。7キロになったら、30分ぐらいかかるですよということで、これはあくまでもデータです。ですから、新しい学校づくり準備委員会の人たちには、ぜひ自分たちの白石町のデータをつくってほしい。実際、電動アシスト自転車で行くぎどんぐらいかかっつとやと。そういうデータづくりをもらうんじゃなくて、白石町から発信せんばいかんと思えます。それは、発信というか、自分たちの学校で、白石の地域で使えるもので十分ですけども、そういうことも発信できると思えます。

あと、これはさっき出ました普通の自転車、それから電動自転車なんですけども、新しく商品開発が進んできていまして、シリコンハンド自転車というやつもあります。これは、現在使っている、例えばお古の自転車にシリコンのついたギアをすることによって、うたい文句では3分の2で行けますよということですけど、町内では今のところこれは取り扱っていないということです。当然、6キロ6キロ、1時間という縛りもありますので、当然考慮してもらわんばいかんとは、山道もあるわけです、高低差も。ですから、そこも考慮して、例えば学校づくり準備委員会でどういうランクをつけんさあか私は分かりませんが、Aランク、Bランク、Cランクとつけたとすれば、また一様に全部Aランクというふうな解釈もされるか、その辺は委員会で決めてもらうことになっていきますけれども、ぜひ山の登り、大人でも登りえんとですよ、実際言うて。多分、そういう子どもたちもいると思えます。ですから、そういうところにもぜひ気配りをしてほしいと思えます。

最後になりますけれども、どうしても最後はお金の話です。

もし、スクールバスを使おうとしたらという試算をなされて、それならば電動のアシスト自転車には、仮にAランクの人たちにはこれくらいは補助金または助成金をして、保護者の人たちがこたえんようにするのも大事かと思えます。そして、道の整備、これについても地域の中には見守り隊もあります。いろんな人たちに話をぜひ聞いてほしい。そして、地区では区長さん、または学校に関しては公民館長、私は今公民館長をしていますけれども、そういう人たちも、この辺はどがんなつとという実質的なやり方をしてもらいたいと思えます。

以上です。これは、あくまでも今回提案とさせていただきます。

それで、実はバス通学、聞こえはいいんですね、スクールバス。佐賀県のある中学校では、スクールバスの運用を始めたけれども、部活、早朝にあったりとか遅うなったりとかということで、バスを利用していないところもあると聞いていますと。現実的にバスの運用を始めました。そして、乗っていかうか。ずっと慣れてくると、そういう部活等もあったりとか、時間的に、帰りは私たちは遅なるけんとか、そういうことも考えていかんばいかんと思いますので、その辺のところも検討の中に入れてほしいと思います。ぜひ、これから来年度新しい学校づくり準備委員会においては、いろんな人をぜひ集めて、また意見を集約してしてもらいたいと思います。私も要望があれば、自転車で東六府方までぜひこいでいきます、ただし電動自転車ですけどですね。ということで、よろしくお願ひします。それで、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで岸川議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時17分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月16日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 岸 川 信 義

署 名 議 員 友 田 香将雄

事 務 局 長 小 柳 八 束